

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年2月5日

【会社名】 エヌビディアコーポレーション
(NVIDIA Corporation)

【代表者の役職氏名】 副社長、副法律顧問兼秘書役補佐
レベッカ・ピーターズ
(Rebecca Peters, Vice President, Deputy General Counsel and Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国95051 カリフォルニア州 サンタクララ
サン・トーマス・エクスプレスウェイ 2788
(2788 San Tomas Expressway, Santa Clara, California 95051, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー & マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03) 6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 渡 邊 大 貴
弁護士 野 村 卓 矢

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー & マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03) 6271-9900

【届出の対象とした募集(売
出)有価証券の種類】 普通株式(額面金額:0.001米ドル)の取得に係る行使価額修正条項
付新株予約権付社債券等である新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売
出)金額】 0.00米ドル(0円)(注1)
5,247,703.12米ドル(545,498,739円)(見込額)(注2)
(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額
(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額と新株予約権の行使に
際して払い込むべき最大拠出見込金額の合計額の合算額
(24か月の募集期間(第一部・第1・1(1)(摘要)注1)にお
いて定義される。)における想定140名の適格従業員(第一
部・第1・1(1)(摘要)1)において定義される。)による拠
出を前提として算出。)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注)

- 1 本有価証券届出書中別段の定めがない限り本有価証券届出書において、「当社」、「エヌビディア」及び「NVIDIA」は、エヌビディアコーポレーション、又はエヌビディアコーポレーション及びその子会社(エヌビディア合同会社を含む。)をいう。
- 2 本有価証券届出書中別段の定めがない限り本有価証券届出書において、「ドル」、「米ドル」、「US\$」及び「\$」は、米国の通貨をいい、「円」は、日本の通貨をいう。
- 3 本有価証券届出書において、便宜上、円で表示されている金額は、本有価証券届出書中別段の定めがない限り、2021年1月14日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値1ドル = 103.95円の換算率で計算されている。
- 4 本有価証券届出書において、円又は米ドルによる額が四捨五入されている場合には、表における合計額が当該合計額を算出する欄の額の合計額と一致しない場合がある。

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	11,882（見込数）（注1）
発行価額の総額	0米ドル（0円）
発行価格	0米ドル（0円）
申込手数料	該当事項なし
申込単位	該当事項なし
申込期間	2021年2月15日から2021年2月28日まで（注2）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	エヌビディアコーポレーション 米国95051カリフォルニア州サンタクララ、サン・トーマス・エクスプレスウェイ 2788
割当日	該当事項なし
払込期日	該当事項なし
払込取扱場所	該当事項なし

(注1) 発行数は、新株予約権の目的となる株式の数と同数である。

(注2) 申込期間とは、適格従業員が本プランへの参加申込を行える期間である。

(摘 要)

1. 本有価証券届出書の対象となる募集（以下「本募集」という。）は、エヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プラン（以下「本プラン」という。）に基づき、当社の日本における子会社であるエヌビディア合同会社の本プランに参加する資格のある従業員（以下「適格従業員」という。）に対する新株予約権の付与に関する募集である。全面改訂前の本プランは、2012年3月22日開催の当社取締役会の報酬委員会で採択され、同年5月17日開催の当社株主総会で承認された。また、2014年4月9日に当社報酬委員会の全員一致の電子書面による同意をもって全面改訂され、同年5月23日開催の当社株主総会で承認された。全面改訂された本プランは、2016年4月5日に当社報酬委員会の全員一致の電子書面による同意をもって承認され、同年5月18日開催の当社株主総会で承認された。その後本プランに対する改訂が2017年12月11日に当社報酬委員会の会議において承認された。さらに本プランに対する改訂が2018年4月3日に当社報酬委員会で承認され、2018年5月16日開催の当社株主総会で承認された。本プランに対する改訂が2020年4月27日に当社報酬委員会の全員一致の電子書面による同意により承認され、2020年6月9日開催の当社株主総会で承認された。また、当社報酬委員会は、2012年8月6日の全員一致の電子書面による同意により、本プランに従い、2012年9月1日以降に開始される当社関連会社の全適格従業員に対する募集において、当該適格従業員に対して当社普通株式（以下「本普通株式」という。）を購入する権利を付与することを承認した。また、当社報酬委員会は、2017年12月11日の会議において、本プランに従い、2018年3月1日以降に開始される当社関連会社の全適格従業員に対する募集において、当該適格従業員に対して本普通株式を購入する権利を付与することを承認した。本プランの詳細については、第一部・第4「その他」・2「その他の記載事項」を参照のこと。
2. 本募集の対象となる者は、エヌビディア合同会社の全適格従業員である。適格従業員の全てが本プランに参加するわけではないと予測されるが、発行数、新株予約権の行使に際して払い込むべき最大拠出見込金額等の数字は、便宜上、エヌビディア合同会社の想定される全適格従業員が本プランに参加し、全適格従業員に対して付与可能な最大限まで当社普通株式を購入したと仮定して算出している。
3. 本プランへの参加申込は、適格従業員が、拠出の手段として給与天引の権限を付与する登録書類に記入し、これを当社に対して提出することにより行う。いったん、適格従業員が、当社に登録書類を提出すると、当該適格従

業員は、雇用が終了し又は本プランから脱退することを選択するまで、後続の募集期間(注1)において本プランに自動的に参加する。

4. 本募集の下で付与された新株予約権の行使により発行することのできる本普通株式の購入合計数が、本プランに規定された制限を超える場合、取締役会が別段の決議をしない限り、実際のかつ公平な概ね一定の方法で、(各参加者(以下に定義される。))の累積拠出額に基づき)利用可能な本普通株式の比例配分を行う。「参加者」とは、未行使の新株予約権を保有する適格従業員をいう。

(注1) 募集期間とは、およそ24ヶ月の期間であり、毎年、3月1日又は9月1日以降、6ヶ月毎に開始する期間である。なお、本募集に係る募集期間は、2021年3月1日から2023年2月28日までの期間を予定している。但し、募集期間は、本普通株式の公正市場価額の下落により、自動的にリセットされる可能性がある。(詳細については、第一部・第1・1(2)注4を参照のこと。)

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等の特質</p>	<p>本プランに基づく新株予約権は、募集期間について、新株予約権の付与を受けた適格従業員が、2021年3月1日以後に開始する募集期間に関する各購入期間(注1)において、自己の収入の整数%であって、かつ、15%を限度とする給与天引により積み立てられた拠出金により、購入日(注2)において、本普通株式を購入できる権利である。</p> <p>新株予約権の実際の行使価額は、各購入日毎に、当該適格従業員の本普通株式の募集日(注3)における公正市場価額と当該購入日における公正市場価額のいずれか低い方の85%の金額である(注4)。</p> <p>したがって、募集期間中に本普通株式の株価が下落した場合、新株予約権行使期間中の新株予約権の行使により購入される本普通株式数は(適格従業員の募集日の株価を基準とした行使価額で購入可能な本普通株式数と比較して)増加する。なお、実際の行使価額の下落によって、適格従業員が株式購入のために拠出することを選択した金額が減少するものではない(適格従業員は、1株あたり、より低い価額で、より多くの株式を購入することが可能となるだけである。)</p> <p>本プランに基づき購入される本普通株式数は、最大で93,432,333株である。本プランの先行プランに基づく未行使の新株予約権による発行のために以前に留保された普通株式は、その後既に発行され、本プランに基づき今後発行されることはないことに留意されたい。本書の提出日現在、本プランに基づき約31,254,464株が発行済みであり、約62,177,869株が将来の発行のために留保されている。ただし、資本調整(吸収合併、新設合併、組織変更、資本再構成、再法人化、株式配当、現金以外の財産による配当、大規模な臨時現金配当、株式分割、清算配当、株式併合、株式交換、企業組織変革若しくはこれに類するその他の資本再編取引(この語は財務会計基準審議会の会計基準コーディフィケーショントピック718(又はその後身)において用いられている。)を通じて、当社が対価を受け取ることなく本プランの効力発生日より後に本プラン又は本プランに基づいて付与される、本普通株式を購入するためのオプション(以下「本購入権」という。)の対象である本普通株式について行われる変更又はかかる本普通株式に関して発生するその他の事由をいう。)に際し、取締役会は、(i)本プランの対象となる有価証券のクラス及び最大数、(ii)未履行の募集(注5)及び未行使の本購入権の対象となる有価証券のクラス及び数並びにかかる募集及び本購入権に適用される購入価格、並びに(iii)進行中の各募集に基づく購入制限の対象となる有価証券のクラス及び数を、適切にかつ按分をもって調整する。取締役会はこれらの調整を行い、その決定は最終的、確定的であり、拘束力がある。</p> <p>本プランの目的は、当社並びにその一定の親会社及び子会社の適格従業員に対し、本普通株式を購入する機会を与える手段を提供するものである。適格従業員による参加は任意であり、また新株予約権の行使時の払込金額の総額は適格従業員の選択による給与からの拠出金により決まるため、行使価額及び資金調達額の下限は設けられていない。</p> <p>なお、本プランの参加者が行使条件を満たさない可能性があるため、それにより新株予約権が行使されない可能性もある。</p> <p>当社には新株予約権を購入する権利はない。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>エヌビディアコーポレーション 記名式額面普通株式(額面金額0.001米ドル)(注6)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>新株予約権1個につき1株 全体で11,882株(見込数)(注7)</p>

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき441.65米ドル（45,910円）（見込額）（注8）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	5,247,703.12米ドル（545,498,739円）（見込額）（注9）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：441.65米ドル（45,910円）（見込額）（注8） 資本組入額：0.001米ドル（0.1円）（注10）
新株予約権の行使期間	2021年8月31日、2022年2月28日、2022年8月31日、2023年2月28日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	エヌビディアコーポレーション米国95051カリフォルニア州サンタクララ、サン・トーマス・エクスプレスウェイ2788
新株予約権の行使の条件	本プランへの参加資格を充足し、積立てを行っていること。詳細は、本プランに記載のとおり。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本プランからの従業員の脱退又は雇用の終了により、新株予約権は消滅する。当社には、新株予約権を購入する権利はない。詳細は、本プランに記載のとおり。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡不可。詳細は、本プランに記載のとおり。
代用払込みに関する事項	該当なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後掲の本プラン第11条を参照のこと。

- （注1） 各募集期間は、期間がおよそ6ヶ月である4つの期間に分けられ、当該4つの各期間が購入期間である。なお、本募集においては、各購入期間は、2021年3月1日から2021年8月31日まで、2021年9月1日から2022年2月28日、2022年3月1日から2022年8月31日及び2022年9月1日から2023年2月28日までの4つの期間の予定である。
- （注2） 購入日は、2月28日（閏年においては、2月29日）及び8月31日以前の日のことである。なお、本募集においては、各購入日は、2021年8月31日、2022年2月28日、2022年8月31日及び2023年2月28日の予定である。
- （注3） 募集日は、通常、募集期間の初日である（ただし、当該日が本普通株式が上場されている取引所又は市場が取引のために開いている取引日（以下「取引日」という。）にあたらぬ場合、翌取引日）。本募集においては、募集日は、2021年3月1日である。適用ある法により認められる範囲で、本募集の開始後に雇用される従業員は本募集に参加することができ、本プランへの参加は通常、当該従業員の雇用開始日の翌月1日に開始する。
- （注4） なお、新たな購入期間の最初の取引日（以下「決定日」という。）の市場終了時において、本普通株式の公正市場価額が適格従業員の募集日における本普通株式の公正市場価額未満であり、かつ、当該募集期間の残存期間が、決定日に開始することが定期的に予定されている募集期間より短い又は同じである場合、現在進行中の募集期間は、直ちに終了し、終了した募集期間の参加者は、決定日に開始する新たな募集期間に自動的に参加することとなる。
- （注5） 本ただし書きにおいて、「募集」とは、適格従業員に対する購入権の付与をいう。
- （注6） 当社は、普通株式に加えて、優先株式を発行する権限を有している。優先株式は1回以上のシリーズで、随時、発行することができる。取締役会は、デラウェア州の一般会社法に従って証書を提出することにより、各シリーズの株式の呼称、権限、優先及び権利、並びに優先株式の完全に未発行のシリーズがあれば、その資格、制限を随時、決定あるいは修正することができ、かかるシリーズのいずれかを構成する株式数を随時、設定し、当該シリーズの株式の発行後、同シリーズの株式数を増加又は縮小することができるが、かかる株式数は、その時点で発行済の当該シリーズの株式数を下回らないものとする。
- （注7） 「新株予約権の目的となる株式の数」は、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」を「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」で除した見込数である。本株式数は、適格従業員による拠出額の最大拠出見込額である5,247,703.12米ドル（545,498,739円）を441.65米ドル（2021年1月29日のナスダック・グローバル・セレクト・マーケットにおける当社普通株式の終値519.59米ドルの85%）で除した見込数である。
- （注8） 新株予約権行使時の払込金額は、新株予約権の目的となる株式の発行価格と同額である。新株予約権行使時の払込金額及び株式の発行価格が現在未定であるので、2021年1月29日のナスダック・グローバル・セレクト・マーケットにおける当社普通株式の終値519.59米ドルの85%（441.65米ドル）を算出し

て求めた見込価格を記載した。実際の払込金額及び発行価格は、各購入日毎に、募集日における当社普通株式の公正市場価値と当該購入日の公正市場価値のいずれか低い方の85%の金額である。

公正市場価値とは、取締役会が信頼できるとみなす情報源からの報告に基づく、決定日におけるナスダック・グローバル・セレクト・マーケットでの本普通株式の最終売値をいう。取締役会が別段の決定をしない限り、決定日における本普通株式の最終売値が存在しない場合には、公正市場価値は、相場が存在する過去の最新の最終売値とする。本普通株式のかかる市場が存在しない場合、公正市場価値は取締役会により適用法にもとづき誠実に決定される。

(注9) 拠出額が現在未定であるため、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、便宜上、適格従業員による最大拠出見込額とした。

(注10) 発行価格のうち、一株あたり額面価値0.001米ドルを資本金として、残余部分を追加払込資本金として取り扱う。

摘要

1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの主目的は資金調達ではなく、当社並びにその一定の親会社及び子会社の適格従業員に対し、当社の本普通株式を購入する機会を与える手段を提供するものである。本プランに基づく最大発行予定株式数及び購入期間中に各適格従業員が拠出することができる金額は本プランの条項に従い制限されている。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先と提出者との間で締結する予定の取決めの内容

本プランに従った運用がなされるほかは、該当なし。なお、各適格従業員が購入日において購入することができる株式の最大株式数は、25,000米ドルから購入日が属する暦年において本プランに基づき購入された他の本普通株式の公正市場価値(当該株式と関連する募集日現在で決定される。)を減じた額と同額の公正市場価値(関連する募集期間中の適格従業員の募集日現在で決定される。)を有する株式数とする。また、適格従業員が募集期間中の購入日に購入できる本普通株式の最大数は、3,000株を超えないものとする。

3. 提出者の株券の売買について割当予定先と提出者との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし。

4. 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし。

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

6. 新株予約権行使の効力の発生

参加者の新株予約権は、各購入日(2021年8月31日、2022年2月28日、2022年8月31日及び2023年2月28日)に自動的に行使される。

7. 新株予約権の行使後第1回目の配当

新株予約権の行使後第1回目の剰余金の配当については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に新株予約権の行使により参加者が取得した本普通株式を、当該基準日において他の発行済本普通株式(当社が保有する本普通株式を除く。)と同様に扱うものとする。ただし、新株予約権の行使により参加者に発行され、又は移転される株式について当社又は当社の名義書換代理人の株主名簿に記載されるまでは、参加者は、当該株式につき、株主とみなされず、株主としての権利を有しない。

8. 株券の交付方法

参加者が新株予約権を行使することにより取得した本普通株式は、本プランの管理会社において保管される。原則として、本普通株式は、本プランの仲介業者が設けた別個の勘定に自動的に記帳される。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(注)	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
5,247,703.12米ドル (545,498,739円)	0米ドル (0円)	5,247,703.12米ドル (545,498,739円)

(注) 前述のとおり、拠出額が現在未定であるため、払込金額の総額は、便宜上、適格従業員の見込数による最大拠出見込額とした。本プランに基づく新株予約権証券の発行諸費用については、本プランが既に米国及び他の国々で提供されており、本有価証券届出書に係る費用のみが、日本における本プラン提供のための日本特有の費用であるから、本有価証券届出書に係る費用を超えては、当社に生じない。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額5,247,703.12米ドル（545,498,739円）は、設備資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

第2【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本新株予約権と同一の種類の新株予約権の募集が、本邦以外の地域で並行して開始される予定である。以下は、かかる募集の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載したものである。

(1) 有価証券の種類及び銘柄

エヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プラン（以下「本プラン」という。）に基づく新株予約権証券。なお、当該新株予約権証券は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

本募集は、本プランに基づく、当社及びその本邦以外の子会社の本プランに参加する資格のある従業員（以下「適格従業員」という。）に対する新株予約権の付与に関する募集である。全面改訂前の本プランは、2012年3月22日開催の当社取締役会の報酬委員会で採択され、同年5月17日開催の当社株主総会で承認された。また、2014年4月9日に当社報酬委員会の全員一致の電子書面による同意をもって全面改訂され、同年5月23日開催の当社株主総会で承認された。全面改訂された本プランは、2016年4月5日に当社報酬委員会の全員一致の電子書面による同意をもって承認され、同年5月18日開催の当社株主総会で承認された。その後本プランに対する改訂が2017年12月11日に当社報酬委員会の会議において承認された。さらに本プランに対する改訂が2018年4月3日に当社報酬委員会で承認され、2018年5月16日開催の当社株主総会で承認された。本プランに対する改訂が2020年4月27日に当社報酬委員会の全員一致の電子書面による同意により承認され、2020年6月9日開催の当社株主総会で承認された。また、当社報酬委員会は、2012年8月6日の全員一致の電子書面による同意により、本プランに従い、2012年9月1日以降に開始される当社及び指定会社の全適格従業員に対する募集において、当該適格従業員に対して当社普通株式（以下「本普通株式」という。）を購入する権利を付与することを承認した。また、当社報酬委員会は、2017年12月11日の会議において、本プランに従い、2018年3月1日以降に開始される当社及び指定会社の全適格従業員に対する募集において、当該適格従業員に対して本普通株式を購入する権利を付与することを承認した。

(2) 新株予約権の内容等

発行数	合計1,366,658個(見込数)(注1)
発行価格	0米ドル(0円)
発行価額の総額:	
新株予約権の発行価額の総額	0米ドル(0円)
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を合算した金額	総額603,584,789.08米ドル(約62,742,638,825円)(見込額)(注2)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社記名式額面普通株式(額面0.001米ドル)
新株予約権の目的となる株式の内容	<p>当社の基本定款には、当社が普通株式に加えて優先株式(額面0.001米ドル、授權発行総数2,000,000株)を一回以上のシリーズで、随時、発行することができる旨の定めがある。本書提出日現在優先株式は発行されていない。</p> <p>優先株式に関する定款の定めは以下のとおりである。『取締役会は、ここに、デラウェア州の一般会社法に従って証書(「優先株式指示書」)を提出することにより、各シリーズの株式の呼称、権限、優先及び権利、並びに優先株式の完全に未発行のシリーズがあれば、その資格、制限を随時、決定あるいは修正することができ、かかるシリーズのいずれかを構成する株式数を随時、設定し、当該シリーズの株式の発行後、同シリーズの株式数を増加又は縮小することができるが、かかる株式数は、その時点で発行済の当該シリーズの株式数を下回らないものとする。前文に従い、あるシリーズの株式数を減らした場合、かかる削減の対象となった株式は、当該シリーズの株式数を最初に決定した決議が採択された以前に、同株式が有していた資格を取り戻すものとする。』</p>
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株 全体で1,366,658株(見込数)(注3)
新株予約権の行使に際して払い込むべき金額	441.65米ドル(約45,910円)(2021年1月29日現在の当社株価に基づく見込み)(注4)
新株予約権の行使期間	2021年8月31日、2022年2月28日、2022年8月31日、2023年2月28日
新株予約権の行使の条件	本プランへの参加資格を充足し、積立を行っていること。
新株予約権の行使により株券を発行する場合の株券の発行価格のうち資本組入額	1株当たり0.001米ドル(0.1円)(注5)

新株予約権の譲渡に関する事項	遺言、相続及び遺産分配に関する法律、又は本プランに規定する参加者死亡の場合の受取人の指定による場合を除き、譲渡不可。
発行方法	当社及び当社子会社の適格従業員19,201名に付与される。
引受人の氏名又は名称	該当なし
募集を行う地域	オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、チェコ共和国、デンマーク、ドバイ、フィンランド、フランス、ドイツ、香港、インド、イスラエル、イタリア、オランダ、パレスチナ、ポーランド、ロシア、シンガポール、スペイン、韓国、スウェーデン、スイス、台湾、ウクライナ、英国、米国
提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期	払込金額の総額： 603,584,789.08米ドル(約62,742,638,825円)(注2) 発行諸費用の概算額： 0米ドル(0円) 差引手取概算額： 603,584,789.08米ドル(約62,742,638,825円) 手取金の使途：上記の差引手取概算額は、設備資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、未定である。
新規発行年月日	2021年3月1日
当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称	該当なし
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	本プランに基づく新株予約権は、募集期間(注6)について、新株予約権の付与を受けた適格従業員が、2021年3月1日以後に開始する募集期間に関する各購入期間(注7)において、自己の収入の整数%であって、かつ、15%を限度とする給与天引により積み立てられた拠出金により、購入日(注8)において、本普通株式を購入できる権利である(注9)。

新株予約権の実際の行使価額は、各購入日毎に、当該適格従業員の本普通株式の募集日(注10)における公正市場価額と当該購入日における公正市場価額のいずれか低い方の85%の金額である(注11)。

したがって、募集期間中に本普通株式の株価が下落した場合、新株予約権行使期間中の新株予約権の行使により購入される本普通株式数は(適格従業員の募集日の株価を基準とした行使価額で購入可能な本普通株式数と比較して)増加する。なお、実際の行使価額の下落によって、適格従業員が株式購入のために拠出することを選択した金額が減少するものではない(適格従業員は、1株あたり、より低い価額で、より多くの株式を購入することが可能となるだけである。)

本プランに基づき購入される本普通株式数は、最大で93,432,333株である。本プランの先行プランに基づく未行使の新株予約権による発行のために以前に留保された普通株式は、その後既に発行され、本プランに基づき今後発行されることはないことに留意されたい。本書の提出日現在、本プランに基づき約31,254,464株が発行済みであり、約62,177,869株が将来の発行のために留保されている。ただし、資本調整(吸収合併、新設合併、組織変更、資本再構成、再法人化、株式配当、現金以外の財産による配当、大規模な臨時現金配当、株式分割、清算配当、株式併合、株式交換、企業組織変革若しくはこれに類するその他の資本再編取引(この語は財務会計基準審議会の会計基準コディフィケーショントピック718(又はその後身)において用いられている。))を通じて、当社が対価を受け取ることなく本プランの効力発生日より後に本プラン又は本プランに基づいて付与される、本普通株式を購入するためのオプション(以下「本購入権」という。)の対象である本普通株式について行われる変更又はかかる本普通株式に関して発生するその他の事由をいう。)に際し、取締役会は、(i)本プランの対象となる有価証券のクラス及び最大数、(ii)未履行の募集(注12)及び未行使の本購入権の対象となる有価証券のクラス及び数並びにかかる募集及び本購入権に適用される購入価格、並びに(iii)進行中の各募集に基づく購入制限の対象となる有価証券のクラス及び数を、適切にかつ按分をもって調整する。

本プランの目的は、当社並びにその親会社及び子会社の適格従業員に対し、本普通株式を購入する機会を与える手段を提供するものである。適格従業員による参加は任意であり、また新株予約権の行使時の払込金額の総額は適格従業員の選択による給与からの拠出金により決まるため、行使価額及び資金調達額の下限は設けられていない。

なお、本プランの参加者が行使条件を満たさない可能性があるため、それにより新株予約権が行使されない可能性もある。

当社には新株予約権を購入する権利はない。

当該行使価額修正条項付新株予約権 (注13)に記載のとおり
付社債券等に関する事項

- (注1) 発行数は、新株予約権の目的となる株式の数と同数である。
- (注2) 拠出額が現在未定であるため、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)は、便宜上、適格従業員19,201名による最大拠出見込額とした。
- (注3) 「新株予約権の目的となる株式の数」は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(見込額)で除した見込数である。本株式数は、適格従業員による拠出額の最大拠出見込額である603,584,789.08米ドル(62,742,638,825円)を441.65米ドル(2021年1月29日の当社普通株式の終値519.59米ドルの85%)で除した見込数である。
- (注4) 「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」は、現在未定であるので、2021年1月29日のナスダック・グローバル・セレクト・マーケットにおける当社普通株式の終値519.59米ドルの85%(441.65米ドル)を算出して求めた見込価格を記載した。実際の払込金額は、各購入日(注8において定義する。)毎に、適格従業員の募集日(注10において定義する。)における当社普通株式の公正市場価額と当該購入日における公正市場価額のいずれか低い方の85%の金額である。
公正市場価額とは、決定日が取引日である場合は決定日の、又は決定日が取引日でない場合は決定日の直前の取引日の、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケットでの本普通株式の終値(売買が成立しなかった場合は最終買値とする)をいう。
- (注5) 発行価格のうち、一株あたり額面価額0.001米ドルを資本金として、残余部分を追加払込資本金として取り扱う。
- (注6) 募集期間とは、およそ24ヶ月の期間であり、毎年、3月1日又は9月1日以降、6ヶ月毎に開始する期間である。なお、本募集に係る募集期間は、2021年3月1日から2023年2月28日までの期間を予定している。但し、募集期間は、本普通株式の公正市場価額の下落により、自動的にリセットされる可能性がある。
- (注7) 各募集期間は、期間がおよそ6ヶ月である4つの期間に分けられ、当該4つの各期間が購入期間である。なお、本募集においては、各購入期間は、2021年3月1日から2021年8月31日、2021年9月1日から2022年2月28日、2022年3月1日から2022年8月31日及び2022年9月1日から2023年2月28日の4つの期間の予定である。
- (注8) 購入日は、2月28日(閏年においては、2月29日)及び8月31日以前の日のことである。なお、本募集においては、各購入日は、2021年8月31日、2022年2月28日、2022年8月31日及び2023年2月28日の予定である。
- (注9) 参加者の新株予約権は、各購入日(2021年8月31日、2022年2月28日、2022年8月31日及び2023年2月28日)に自動的に行使される。新株予約権の行使後第1回目の剰余金の配当については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に新株予約権の行使により参加者が取得した本普通株式を、当該基準日において他の発行済本普通株式(当社が保有する本普通株式を除く。)と同様に取り扱うものとする。

る。ただし、新株予約権の行使により参加者に発行され、又は移転される株式について当社(又は当社の名義書換代理人)の株主名簿に記載されるまでは、参加者は、当該株式につき、株主とみなされず、株主としての権利を有しない。

(注10) 募集日は、通常、募集期間の初日である(ただし、当該日が取引日にあたらぬ場合、翌取引日)。本募集においては、募集日は、2021年3月1日である。適用ある法により認められる範囲で、本募集の開始後に雇用される従業員は本募集に参加することができ、本プランへの参加は通常、当該従業員の雇用開始日の翌月1日に開始する。

(注11) 新たな購入期間の最初の取引日(以下「決定日」という。)の市場終了時において、本普通株式の公正市場価額が適格従業員の募集日における本普通株式の公正市場価額未満であり、かつ、当該募集期間の残存期間が、決定日に開始することが定期的に予定されている募集期間より短いか又は同じである場合、現在進行中の募集期間は、直ちに終了し、終了した募集期間の参加者は、決定日に開始する新たな募集期間に自動的に参加することとなる。

(注12) 本ただし書きにおいて、「募集」とは、適格従業員に対する購入権の付与をいう。

(注13) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

(a) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの主目的は資金調達ではなく、当社並びにその一定の親会社及び子会社の適格従業員に対し、当社の本普通株式を購入する機会を与える手段を提供するものである。本プランに基づく最大発行予定株式数及び購入期間中に各適格従業員が抛出することができる金額は本プランの条項に従い制限されている。

(b) 令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項なし。

(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)についての取得者(当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を取得しようとする者をいう。以下、同じ。)と提出会社との間の取決めの内容

本プランに従った運用がなされるほかは、該当なし。なお、各適格従業員が購入日において購入することができる株式の最大株式数は、25,000米ドルから購入日が属する暦年において本プランに基づき購入された他の本普通株式の公正市場価値(当該株式と関連する募集日現在で決定される。)を減じた額と同額の公正市場価値(関連する募集の適格従業員の募集日現在で決定される。)を有する株式数とする。また、適格従業員が募集期間中の購入日に購入できる本普通株式の最大数は、3,000株を超えないものとする。

(d) 提出会社の株券の売買(令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。)に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

該当事項なし。

(e) 提出会社の株券の貸借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

該当事項なし。

(f) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他】

1【法律意見】

当社のコーポレート・アフェアーズ担当取締役であるティナ・アシュクラフト氏より、次の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 当社は、デラウェア州法の下で適法に設立され、かつ正常な状態で有効に存続している。
- (2) 当社は、本有価証券届出書の記述に従い、適法に新株予約権証券に関する募集を行うことができる。
- (3) 本有価証券届出書に記載されたアメリカ合衆国及びデラウェア州の法令に関する記述は、すべての重要な点において正確である。
- (4) 当社による及び当社のための本有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）の関東財務局長に対する提出は適法に授權されている。
- (5) 松添聖史、渡邊大貴及び野村卓矢各氏は、各々単独で当社を代理して本有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）を作成し、関東財務局長に提出する行為その他、当社の日本における本プランの募集の届出に関する一切の行為につき、当社の日本における代理人として当社により適法に任命されている。

2【その他の記載事項】

下記のエヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プランの日本語訳が、目論見書に記載される。

エヌビディアコーポレーション 全面改訂2012年従業員株式購入プラン

2012年3月22日報酬委員会による採択
2012年5月17日株主による承認
2014年4月9日報酬委員会による全面改訂
2014年5月23日株主による承認
2016年4月5日報酬委員会による全面改訂
2016年5月18日株主による承認
2017年12月11日報酬委員会による全面改訂
2018年4月3日報酬委員会による全面改訂
2018年5月16日株主による承認
2020年4月27日報酬委員会による全面改訂
2020年6月9日株主による承認

1. 原則；目的

(a) 本プランは、エヌビディアコーポレーション1998年従業員株式購入プラン（以下、「1998年プラン」という。）に取って代わるものとして、同プランを引き継ぐことを目的とする。効力発生日の太平洋標準時刻午前12時1分以降、1998年プランに基づく本普通株式購入権が新たに付与されることはない。効力発生日の太平洋標準時刻午前12時1分以降に付与される株式購入権はすべて本プランに基づいて付与されるものである。1998年プランに基づいて付与された本普通株式の購入権については、引き続き1998年プランの規定及び1998年プランに基づいて作成された募集条件の記載のあるオファリング・ドキュメント又はその他の契約書若しくは約款等が適用される。

(i) 効力発生日の太平洋標準時刻午前12時1分の時点で1998年プランに基づく将来の募集に利用できるはずであった本普通株式（以下、「1998年プラン留保可能株式」という。）は、かかる時点をもって1998年プランに利用することができなくなる。代わりに、下記第3条(a)に規定される最大数を上限として、1998年プラン留保可能株式と同数の本普通株式が本留保株式（下記第3条(a)に規定する。）に加えられ、本プランに基づく付与につき即時に利用可能となる。

(ii) また、効力発生日の太平洋標準時刻午前12時1分以降、その時点で1998年プランに基づく未済である付与の対象となっている株式で、本号の適用がなければ後に1998年プランの留保株式に回帰していたであろう株式(以下、かかる株式を「回帰株式」という。)の総数に関して、かかる本普通株式は1998年プランの留保株式には回帰せず、回帰株式と同数の本普通株式が、それが回帰株式となった時点で、下記第3条(a)に規定される最大数を上限として直ちに留保株式に加えらる。

(b) 本プランは、当社及び一部の指定会社の適格従業員に対し、当社の本普通株式を購入する機会を与えるための手段を提供するものである。本プランにより、当社は適格従業員に対し一連の購入権を付与することができる。

(c) 当社は、本プランにより、かかる従業員の業務従事を維持し、新しい従業員の業務従事を確保しつつ維持するとともに、かかる従業員が当社及びその関連法人の成功に最大限尽力するインセンティブを与えるよう努める。

(d) 本プランは、法第423条コンポーネント及び非法第423条コンポーネントの2つの要素で構成されている。当社は、第423条コンポーネントを従業員株式購入プランとみなすことを意図している。したがって、法第423条コンポーネントの規定は、法第423条の要件に沿った方法で解釈されることとなる。また、本プランは、外国籍の従業員又はその雇用地若しくは居住地が米国外にある従業員が適用ある外国法に準拠しつつ本プランに参加することを許可し又は促すために逸脱が必要又は適切であるために従業員株式購入制度の要件を満たさない非法第423条コンポーネントに基づく購入権の付与を許可するものである。かかる購入権は、適格従業員並びに当社及びその関連法人のためにかかる目標を達成すべく取締役会が採択した規則、手続又はサブプランに基づいて付与される。本プラン中に別段の定めがある場合又は取締役会が別段の決定をした場合を除き、非法第423条コンポーネントは法第423条コンポーネントと同様に運営統括される。加えて、本プランの法第423条コンポーネントに基づき、当社は条件の異なる個別の募集(但し本プランの規定及び従業員株式購入プランの要件に反しないもの)を行うことができ、また当社は個別の各募集に参加する指定会社を指定するものとする。

(e) 当社又は法第423条コンポーネントに参加している指定された法第423条法人から非法第423条コンポーネントに参加している指定された非法第423条法人に移籍する参加者は、直ちに法第423条コンポーネントへの参加を中止しなければならない。但し、当該移籍を行った日が属する購入期間中に行われた拠出は非法第423条コンポーネントに移転されるものとし、かかる参加者は、適用法上求められる修正を除き本プランへの参加条件と同一の条件で非法第423条コンポーネントに基づく現行の募集に直ちに参加することとなる。非法第423条コンポーネントに参加している指定された非法第423条法人から当社又は法第423条コンポーネントに参加している指定された法第423条法人に移籍する参加者は、(i)非法第423条コンポーネントに基づく現募集期間の終結時、又は(ii)かかる参加者が当該移籍後に初めて参加した募集の募集日のうち、いずれか早い方の日までは、非法第423条コンポーネントの参加者であるものとする。

2. 運営

(a) 第2条(c)に規定するとおり、取締役会は、取締役会が単一又は複数の委員会に本プランの運営を委任しない限り、本プランを運営する。

(b) 取締役会は、本プランの明示的規定に従い、かつその制限の範囲内で、次に掲げる権限を有する。

(i) 購入権の付与の方法及び時期、並びに各募集の条件(同一内容である必要はない。)を決定すること。指定された法第423条法人及び指定された非法第423条法人が法第423条コンポーネント又は非法第423条コンポーネントに参加するにあたっての条件を含む。

(ii) 指定された法第423条法人及び指定された非法第423条法人として本プランに参加する資格がある当社の関連法人、並びに指定された非法第423条法人として本プランに参加する資格がある支社等を随時指定するとともに、個別の各募集に参加する指定会社を指定すること(当社が個別募集を行う場合。)

(iii) 本プラン及び購入権を解釈し、かつ本プランを運営する規則及び制限を制定、改訂及び廃止すること。本取締役会は、その権限を行使するにあたり、本プランを完全に有効とするのに必要又は適切とみなす方法及び範囲において、本プランの不備、脱落又は矛盾を訂正することができる。

(iv) 本プラン及び本プランに基づいて付与された購入権に関するすべての論争を解決すること。

(v) 第12条の規定に従い、随時本プランを中止又は終了すること。

(vi) 第12条の規定に従い、随時本プランを修正すること。

(vii) 一般的に、当社及びその関連法人の最大の利益を促進するため並びに法第423条コンポーネントが従業員株式購入プランとして扱われる趣旨を実行するため本取締役会が必要又は適切とみなす権限を行使し措置を実行すること。

(viii) 外国籍の従業員又はその雇用地若しくは居住地が米国外にある従業員が本プランに参加することを許可し又は促すために必要又は適切である手続及びサブプランを採択すること。前述の一般性を制限することなく、かつ前述の内容と矛盾することなく、取締役会は特に、非法第423条コンポーネントの目的上、法第423条の適用範囲から外れる可能性のある、本プランに参加するための適格性、抛出の取扱及び実行、抛出金を保持するための銀行口座又は信託口座の開設、金利の支払、現地通貨の換算、給与税の支払義務、受取人指定要件の決定、源泉徴収手続及び株式発行の取扱など(地域ごとの要求により異なる。)に関する規則、手続及びサブプランを採択する権限を有する。

(c) 取締役会は、単一又は複数の委員会に対し、本プランの運営の一部又はすべてを委任することができる。1つの委員会に対して運営が委任される場合、かかる委員会は、本プランの運営に関し、取締役会が随時採決する決議(本プランの条件と矛盾しないもの。)に従い、委任時まで取締役会が有しており当該委員会に委任された権限(当該委員会が行使する権限を与えられた運営権を小委員会に委任する権限を含む。以下、本プランにおける取締役会への言及は委員会又は小委員会を含むものとする。)を有する。取締役会は、委員会と共に本プランを運営する権限を有し、また過去に委任した権限の一部又はすべてをいつでも取締役会に復帰させることができる。取締役会が本プランの運営を委員会に委任したか否かにかかわらず、取締役会は、本プランの運営に際して発生する政策的及び便宜的なすべての問題を決定する最終的権限を有する。

(d) 取締役会が誠実に行ったすべての決定及び解釈はいかなる者による見直しも必要とせず、最終的かつ確定的なものとしてすべての者を拘束する。

3. 本プランの対象となる普通株式

(a) 資本調整に関する第11条(a)の規定に従い、本プランに基づいて発行することのできる本普通株式の総数は93,432,333株(以下、「留保株式」という。)を上限とするが、この数は、(i)2020年の当社株主総会で承認された2,000,000株、(ii)2018年の当社株主総会で承認された13,500,000株、(iii)2016年の当社株主総会で承認された10,000,000株、(iv)2014年の当社株主総会で承認された12,500,000株、(v)2012年の当社株主総会で承認された32,000,000株、(vi)8,432,333株を上限とする1998年プラン留保可能株式の対象株式数、及び(vii)15,000,000株を上限として随時利用可能となる回帰株式の株式数の合計である。

(b) 本プランに基づいて付与された購入権が未行使のものを残したまま終了する場合、かかる購入権に基づき購入されなかった本普通株式は、本プランに基づく発行に再び利用可能となる。

(c) 本プランに基づき購入可能な株式は、授権された未発行の又は再取得された本普通株式とし、当社が公開市場で買戻した株式もこれに含まれる。

4. 購入権の付与；募集

(a) 取締役会は、随時、適格従業員に対し、取締役会が選択した募集日に、募集に基づく購入権を付与することができる。各募集は、取締役会が適切とみなす様式によるものとし、また取締役会が適切とみなす条件を含むものとするほか、法第423条コンポーネントに関しては、購入権を付与されたすべての従業員が同一の権利及び特権を有するものとする法第423条(b)(5)の要件に従う。個別の募集の規定は同一である必要はないが、各募集は、募集の有効期間(当該期間は、募集日から始まる27箇月を超えないものとする。)及び第5条から第8条までに規定された条件の内容を(本プランの規定を参照方式により募集関連文書等に組込むことにより)含む。

(b) 参加者が本プランに基づく購入権を複数保有する場合、かかる参加者が当社の書面を交付して別段の意思表示をしない限り、(i)各書面は本プランに基づく当該参加者のすべての購入権に適用され、また、(ii)より行使価格の低い購入権(複数の購入権の行使価格が同額である場合は、先に付与された購入権)は、より行使価格の高い購入権(複数の購入権の行使価格が同額である場合は、後に付与された購入権)の行使に先立って、可能な限り最大限に行使される。

(c) 取締役会は、募集内の新たな購入期間の最初の取引日における本普通株式の1株当たり公正市場価額が参加者の募集日価格を下回るか又はこれと同額である場合に、当該参加者に関して、かかる募集がかかる最初の取引日に直ちに終了するとともに、当該参加者がかかる最初の取引日に開始する新たな募集に自動的に登録されるように募集を構築する裁量権を有する。

5. 適格性

(a) 購入権は、当社の従業員か、又は取締役会が第2条(b)に従って指定する関連法人若しくは支社等の従業員に対してのみ付与することができる。第5条(b)に規定される場合を除き、従業員は、募集日において当社、関連法

人又は支社等のいずれかにより雇用されており、かつ当該募集日までの雇用期間が取締役会が要求する期間継続している場合(但しいかなる場合でも、かように要求される継続雇用期間は2年未満でなければならない。)でない限り、本購入権の付与を受ける資格を有さない。また、取締役会は、募集日における当社、関連法人若しくは支社等での通常の雇用時間が1週間当たり20時間以下でありかつ1暦年当たり5箇月以下である従業員又は法第423条に従って取締役会が決定するその他の基準に合致しない従業員が本プランに基づく購入権の付与を受ける資格がないことを(法律上許容される限りにおいて)定めることができる。

(b) 取締役会は、募集(又は募集内の特定の期間)の過程において初めて適格従業員になる者が、適格従業員になった日から募集に基づく購入権を付与される旨、及びかかる購入権は以後募集の一部とみなされる旨定めることができる。かかる購入権は当初より当該募集に基づいて付与される本プランに記載の購入権と同一の特徴を有する。但し、

(i) かかる購入権の付与日は、あらゆる目的上、かかる購入権の「募集日」であるものとし、

(ii) かかる購入権に関する募集期間は、その募集日に開始し、当初の募集の終了と同時に終了するものとし、また、

(iii) 取締役会は、かかる者が募集の終了に先立つ特定の期間内に初めて適格従業員となる場合には募集に基づく購入権を付与されない旨定めることができる。

(c) 購入権が付与された直後に当社又は関連法人の全クラスの株式の総議決権又は総価額の5%以上に相当する株式を所有することとなるような従業員は、(法律上別段の要求がない限り)購入権の付与を受けることはできない。本第5条(c)において、従業員の株式所有については法第424条(d)の規定が適用され、かかる従業員が未行使のすべての購入権及びオプションの下で購入することのできる株式は当該従業員により所有される株式として扱われる。

(d) 法第423条(b)(8)の規定に従い、適格従業員は、購入権が付与される各暦年中に、当社及びいずれかの関連法人のあらゆる従業員株式購入プランに基づいて付与されるその他の権利と併せて、当社又はいずれかの関連法人の株式を公正市場価額(当該権利が付与された時点で決定され、また本プランに関してはそれぞれの募集日において決定される。)にして25,000ドルを超えて購入することができるような購入権の付与を受けることはできない。

(e) 適格従業員である当社及び指定会社の役員は、本プランに基づく募集への参加資格を有する。但しこれにかかわらず、取締役会は、(法律上許容される限りにおいて)法第423条(b)(4)(D)が意味する高給従業員に該当する従業員に参加資格がないことを募集において定めることができる。

6. 権利；購入価格

(a) 各募集日において、各適格従業員は、適用ある募集に基づき、かかる従業員の適格収入(各募集において取締役会が定義する。)における一定の割合又は一定の上限ドル額(取締役会が指定するが、いずれの場合もかかる適格収入の15%以内とする。)で購入可能な最大数の本普通株式を、募集日(又は特定の募集について取締役会が決定する日)に開始し募集に規定される日(募集が終了する日までの日とする。)に終了する期間中に購入するための購入権を付与される。

(b) 取締役会は、募集について付与された購入権が行使され当該募集に従って本普通株式が購入される日として単一又は複数の「購入日」を当該募集に関して設定する。

(c) 本プランの下で行われる各募集に関し、取締役会は、(i)かかる募集中の各購入日に各参加者が購入することのできる本普通株式の最大数、(ii)かかる募集に基づいて参加者全体が購入することのできる本普通株式の合計最大数、及び/又は(iii)かかる募集に基づいて各購入日に参加者全体が購入することのできる本普通株式の最大数を定めることができる。募集の下で付与された購入権の行使により発行することのできる本普通株式の購入合計数がかかる合計最大数を超過した場合、取締役会が別段の決議をしない限り、実際的かつ公平な概ね一定の方法で、(各参加者の累積拠出額に基づき)利用可能な本普通株式の比例配分を行う。

(d) 参加者の購入権に基づいて取得された本普通株式の1株当たり購入価格は、(i)当該参加者の募集日価格の85%に相当する金額、又は(ii)関連する購入日における本普通株式の1株当たり公正市場価額の85%に相当する金額のうち、いずれか低い方の金額以上であるものとする。

7. 参加；撤回；終了

(a) 適格従業員は、募集に規定される期限内に、当社が定める登録書類に記入しこれを当社に提出することにより、拠出の手段として給与からの天引きを選択することができる。登録書類には、取締役会が定める最大額を超えない拠出金額を記載する。拠出金を第三者に預託すること又は分離することが適用上求められる場合を除き、各参加

者の拠出金は本プランに基づく当該参加者の会計口座に入金され、当社の一般資金に預託される。募集において認められる場合、参加者は以後の拠出を減額(零までの減額を含む。)又は増額することができる。適用法上求められる場合又は募集の中で特に規定される場合、給与からの天引きによる拠出に加え又はこれに代えて、参加者は、当社が指示する方法に従い、購入日に先立ち現金、小切手又は電子送金による支払をもって拠出を行うことができる。

(b) 募集の間、参加者は、当社が定める撤回書類を提出することにより、拠出を中止して募集から撤回することができる。当社は購入日前に撤回の期限を課すことができる。撤回に際し、当該募集におけるかかる参加者の購入権は直ちに終了し、当社はかかる参加者に対しそのすべての未使用の累積拠出金を支給する。参加者は当該募集から撤回した場合でも本プランに基づく他の募集への参加資格を有するが、但し当該参加者が将来の募集に参加するためには新たに登録書類を提出しなければならない。

(c) 適用法上別段の要求がある場合を除き、本プランに基づく募集の下で付与された購入権は、参加者が、(i)理由の如何若しくは理由の有無を問わず従業員でなくなった場合、又は(ii)その他の形で参加資格を喪失した場合には、直ちに終了する。当社はかかる者に対しそのすべての未使用の累積拠出金を支給する。

(d) 参加者の生存中、購入権はかかる参加者のみが行使できるものとする。参加者は、遺言、相続及び遺産分配に関する法律、当社の許可、又は第10条に規定される受取人の指定によらない限り、購入権を他に譲渡することはできない。

(e) 適用法上別段の要求がない限り、当社は拠出金に対し利子を支払う義務を負わない。

8. 購入権の行使

(a) 各購入日に、各参加者の累積拠出金は、本プラン及び関連する募集により許容される本普通株式の最大数を限度として、募集において定められる購入価格で本普通株式を購入するための資金に充てられる。募集の中に特に定めがない限り、端数株は発行されない。

(b) ある募集の最後の購入日における本普通株式の購入後に参加者の勘定に累積拠出金が残存しており、かつかかる残額が本普通株式1株の購入に必要な金額に満たない場合、かかる残額は本プランに基づく次の募集における本普通株式の購入に向けて当該参加者の勘定において保持される。但し、かかる参加者が当該募集から撤回する場合又は当該募集への参加資格を有しない場合には、かかる金額は最後の購入日後に当該参加者に(適用法上別段の要求がない限り)無利子で返還される。ある募集の最後の購入日における本普通株式の購入後に参加者の勘定に残存している累積拠出金の額が本普通株式1株を購入するのに必要な金額以上である場合、かかる残額は次の募集には繰り越されず、最後の購入日後に当該参加者に(適用法上別段の要求がない限り)無利子で全額返還される。

(c) 購入権は、本プランに基づく当該購入権の行使により発行される本普通株式について、証券法に基づく有効な有価証券届出書が提出されておりかつ本プランがすべての適用法を実質的に遵守している場合に限り、行使することができる。ある購入日において本普通株式につきかかる届出書が提出されていないか又は本プランがかかる適用法を遵守していない場合、購入権はかかる購入日には行使されず、本普通株式について有効な有価証券届出書が提出され本プランがすべての適用法を実質的に遵守するときまで購入日は延期されるものとする。但し、購入日の延期は募集日から27箇月を限度とする。許容される限り最大限に延期された購入日において、依然本普通株式につき有価証券届出書が提出されておらずかつ本プランがすべての適用法を実質的に遵守していない場合、購入権の行使は行われず、未使用の累積拠出金はすべて参加者に(適用される現地法上別段の要求がない限り)無利子で返還される。

9. 当社の約定

当社は、本プランについて管轄権を有する連邦、州、外国又はその他の各規制機関又は監督官庁から、購入権の付与並びにそれに基づく本普通株式の発行及び売付を行うために必要な権限を取得するよう努める。但し、それによって適格従業員の潜在的利益に比べ当社に不当な費用が発生すると当社がその裁量で判断する場合にはこの限りではない。商取引上合理的な努力を行ったにもかかわらず、購入権の付与又は本プランに基づく本普通株式の適法な発行及び売付のために必要であると当社の法律顧問が判断する権限を商取引上合理的な費用で当社が取得できない場合、当社は、購入権の付与並びに/又は当該購入権の行使による本普通株式の発行及び売付を行わないことによる責任を問われることはないものとする。

10. 受取人の指定

(a) 当社は、参加者が本普通株式及び/又は拠出金の交付前に死亡した場合に本プランに基づき当該参加者の勘定から当該株式及び/又は拠出金を受領する受取人を指定する書類の提出を参加者に許可することができる(但しかかる許可は義務ではない。)。また当社は、かかる受取人の指定の変更を参加者に許可することができる(但し義務ではない。)。かかる指定及び/又は変更は当社が承認した書式によらなければならない。

(b) 参加者が死亡した場合において有効な受取人指定が存在しない場合、当社は、本普通株式及び/又は拠出金を当該参加者の財産の遺言執行者又は遺産管理人に引渡すものとする。(当社の知る限り)遺言執行者も遺産管理人も任命されていない場合、当社は、その単独の裁量で、かかる本普通株式及び/又は拠出金を、当該参加者の配偶者、被扶養家族若しくは血縁者か、又は当社がかかると配偶者、被扶養家族若しくは血縁者の存在を認知していない場合には当社が指名するその他の者に対して引き渡すことができる。

11. 普通株式の変更に関する調整；企業間取引

(a) 資本調整に際し、取締役会は、(i)第3条(a)に基づいて本プランの対象となる有価証券のクラス及び最大数、(ii)未履行の募集及び未行使の購入権の対象となる有価証券のクラス及び数並びにかかる募集及び購入権に適用される購入価格、並びに(iii)進行中の各募集に基づく購入制限の対象となる有価証券のクラス及び数を、適切にかつ按分をもって調整する。取締役会はこれらの調整を実行し、その決定は最終的なものであり、かつ拘束力を有する。

(b) 企業間取引に際し、(i)存続会社若しくは取得会社(又は存続会社若しくは取得会社の親会社)は未行使の購入権を引受け若しくは継続するか、又は未行使の購入権を同様の権利(企業間取引において株主に支払われた対価と同一の対価を取得する権利を含む。)と置き換えることができ、また、(ii)存続会社若しくは取得会社(又はその親会社)が当該購入権の引受け若しくは継続、又は購入権と同様の権利との置換を行わない場合には、参加者の累積拠出金は、未行使の購入権に基づく企業間取引に先立つ10営業日以内に本普通株式を購入するための資金として使用され、当該購入権はかかる購入後直ちに終了する。

12. 本プランの修正、終了又は中断

(a) 取締役会は、自らが必要又は適切とみなすいかなる時期においても、またその適切とみなすいかなる点についても、本プランを修正することができる。但し、資本調整に関する第11条(a)に規定する場合を除き、適用法又は上場基準により株主承認が必要とされる本プランの修正((i)本プランに基づく発行に利用可能な本普通株式数の大幅な増加、(ii)参加者となり購入権を受領する資格を有する個人の種類の大幅な拡大、(iii)本プランに基づき参加者に発生する利益の大幅な拡大又は本プランに基づく本普通株式の購入価格の大幅な縮小、(iv)本プランの期間の大幅な延長、或いは(v)本プランに基づく発行に利用可能な報奨の種類による修正を含む。)は株主承認を必要とするものとするが、上記(i)から(v)のいずれにおいても適用法又は上場基準により株主承認が必要とされる場合に限定されるものとする。

(b) 取締役会は随時本プランを中断又は終了することができる。本プランが中断されている間又は終了した後は、本プランに基づく購入権の付与を行うことはできない。

(c) 本プランの修正、中断又は終了に先立って付与された未行使の購入権に基づく利益、特権、資格及び義務は、(i)かかる購入権の付与を受けた者の同意がある場合、(ii)効力発生日後に公表若しくは修正される規則その他の指針を非限定的に含むいずれかの法律、上場基準若しくは政府規則(法第423条の規定並びに従業員株式購入プランに関し同条に基づいて公表される規則及びその他の解釈指針を含むがこれに限定されない。)に準拠するために必要である場合、又は(iii)税務、上場若しくは規制に関する優遇を受け若しくは維持するために必要である場合を除き、かかる本プランの修正、中断又は終了により著しく損なわれることはない。すなわち、取締役会は、購入権及び/又は本プランが法第423条の要件を遵守するために必要である場合に限り、参加者の同意なく当該購入権を修正することができる。

13. 法第409A条；納税資格

(a) 法第423条コンポーネントの下で付与される購入権は、米国財務省規則第1.409A-1条(b)(5)(ii)に基づき法第409A条の適用を免除されるものとする。また、非法第423条コンポーネントの下で米国の納税者に対し付与される購入権は、短期繰延除外に基づき法第409A条の適用を免除され、不明瞭な点があればそのような趣旨で解釈されることとなる。本プランの第13条(b)に従い、非法第423条コンポーネントの下で米国の納税者に対し付与される購入権は、かかる購入権が法第409A条の下で適用される短期繰延除外の要件(購入権の対象となる株式は短期繰延期間内に交付されることを要する等)を具備するための条件を満たす必要がある。本プラン第13条(b)に従い、本来法第409A条の規定に従うべき参加者については、取締役会が購入権又はその行使、支払、決済若しくは繰延が法第409A条の規定に従うべきと判断する限りにおいて、米国財務省規則及びそれに基づいて公表されるその他の解釈指針(本プランの採択後に公表される規則その他の指針を含むがこれらに限定されない。)を含む法第409A条に準拠する形で購入権が付与され、行使され、支払われ、決済され又は繰延べられる。上記にかかわらず、法第409A条の適用を免除され若しくは同条に準拠するはずであった購入権がかように免除されなかった場合若しくは準拠しなかった場合、又はこれに関して取締役会が何らかの措置を講じた場合、当社は参加者又はその他の当事者に対する何らの責任も問われないものとする。

(b) 当社は、(i)購入権に対し米国若しくは米国外の法域における法律に基づく税務上の優遇措置を与えるため、又は(ii)不利な課税措置(法第409A条に基づくもの等)を回避するために努力することができるが、本プラン第13条(a)の規定を含め本プランにこれと相反するいかなる規定があっても、当社は上記の表明を行わず、税務上の優遇措置を維持し又は不利な措置を回避する旨の一切の約定を明示的に否認する。当社は、本プランに基づいて参加者に税務上の悪影響が及ぶ可能性があっても、自らの企業活動において何ら拘束を受けないものとする。

14. 本プランの効力発生日

本プランは効力発生日に効力を生じる。購入権は、本プランが取締役会により採択（又は上記第12条(a)により求められる場合には、大幅に修正）された日の前後12箇月間に株主により承認されない限り、行使することはできない。

15. 雑則

(a) 購入権に基づく本普通株式の売付から生じた利益は当社の一般資金を構成する。

(b) 参加者は、購入権の行使によりかかる参加者が取得した本普通株式が当社（又はその名義書換代理人）の帳簿に記録されない限り、購入権の対象となる本普通株式の保有者とはみなされず、またかかる本普通株式の保有者としての権利を付与されない。

(c) 本プラン及び募集は雇用契約を構成しない。本プラン又は募集のいかなる部分も参加者の雇用の任意性をいかなる形であれ変更するものではなく、また当社、関連法人若しくは支社等における雇用に継続する参加者の義務、又は参加者の雇用に継続する当社、関連法人若しくは支社等の義務をいかなる形であれ構成するものではない。

(d) 本プランの規定はカリフォルニア州法に準拠する。但し、同州の法の抵触に関する原則は考慮しない。

(e) 本プランの特定の規定が無効又はその他の形で強制履行不能であることが判明した場合、かかる規定は本プランの他の規定には影響せず、本プランはあらゆる点でかかる無効規定が削除されたものとして解釈される。

16. 定義

本プランで使用される以下の語句には次に記す定義を適用する。

(a) 「法第423条コンポーネント」とは、従業員株式購入プランの要件を満たす購入権を適格従業員に付与する際に準拠する、本プランから非法第423条コンポーネントを除いた部分をいう。

(b) 「支社等」とは、取締役会が決定する、関連法人の現在又は将来における支店又は駐在員事務所をいう。

(c) 「取締役会」とは、当社の取締役会をいう。

(d) 「資本調整」とは、吸収合併、新設合併、組織変更、資本再構成、再法人化、株式配当、現金以外の財産による配当、大規模な臨時現金配当、株式分割、清算配当、株式併合、株式交換、企業組織変革若しくはこれに類するその他の資本再編取引（この語は財務会計基準審議会の会計基準コーディフィケーショントピック718（又はその後身）において用いられている。）を通じて、当社が対価を受け取ることなく効力発生日より後に本プラン又は購入権の対象である本普通株式について行われる変更又はかかる本普通株式に関して発生するその他の事由をいう。なお、前記にかかわらず、当社の転換証券の転換は資本調整とはみなされない。

(e) 「法」とは、米国の1986年内国歳入法（改正を含む。）をいう。

(f) 「委員会」とは、取締役会より権限の移譲を受けた1人又は複数の取締役によって構成される委員会をいう。

(g) 「本普通株式」とは、当社の普通株式をいう。

(h) 「当社」とは、デラウェア州法人であるエヌビディアコーポレーションをいう。

(i) 「拋出（金）」とは、参加者が購入権の行使に資金を供給するために拋出する、募集において特に規定される給与天引（額）及びその他の追加支払（額）をいう。参加者は、募集において特に規定される場合には、募集期間中の最大許容給与天引額を超えない範囲内で自らの口座に追加の払込みを行うことができる。

(j) 「企業間取引」とは、単一の取引又は一連の関連取引において1つ又は複数の以下の事由が発生することをいう。

- (i) 当社及びその子会社の連結総資産のすべて若しくは実質上すべて(取締役会がその単独の裁量で決定するところによる。)の売却若しくはその他の処分の完了
- (ii) 当社の発行済有価証券の50%以上の売却若しくはその他の処分の完了
- (iii) 当社が存続会社とならない吸収合併、新設合併若しくはこれらに類する取引の完了、又は
- (iv) 当社が存続会社となる吸収合併、新設合併若しくはこれらに類する取引であり、かかる吸収合併、新設合併若しくはこれらに類する取引の直前において発行済であった本普通株式が当該吸収合併、新設合併若しくはこれらに類する取引により有価証券、現金若しくはそれ以外の他の財産に転換若しくは変換される取引の完了

法第409A条に準拠するために必要な限りにおいて、米国財務省規則第1.409A-3条(b)(5)(ii)の定めるところにより(同規則中の他の定義を考慮しない。)当社の「所有権若しくは実質的支配権の変更」又は当社の「所有権若しくはその資産の相当部分の変更」に該当しない取引を含む事由は企業間取引とはみなされない。

(k) 「指定された非法第423条法人」とは、非法第423条コンポーネントへの参加資格を有する、取締役会が選択した関連法人又は支社等をいう。

(l) 「指定会社」とは、指定された非法第423条法人又は指定された法第423条法人をいう。

(m) 「指定された法第423条法人」とは、法第423条コンポーネントへの参加資格を有する、取締役会が選択した関連法人をいう。

(n) 「取締役」とは、取締役会の構成員をいう。

(o) 「効力発生日」とは、本プラン書類の効力発生日をいい、当社の2012年度年次株主総会の日とする。但し、かかる総会において本プランが当社株主により承認されることを条件とする。

(p) 「適格従業員」とは、募集への参加資格について定めた募集関連文書に規定される要件を満たす従業員をいう。但し、かかる従業員は本プランに定める参加資格要件も同時に充足しなければならない。

(q) 「従業員」とは、当社又は関連法人(支社等を含む。)の登録従業員として扱われる者(役員又は取締役を含む。)をいう。但し、取締役については、取締役としてのみの就労又はかかる就労に対する報酬の支払を理由に本プランに係る「従業員」とみなすことはできない。

(r) 「従業員株式購入プラン」とは、「従業員株式購入制度」(法第423条(b)に定義されている。)に基づいて発行されるオプションに相当する購入権を付与する制度をいう。

(s) 「取引所法」とは、米国の1934年証券取引所法(改正を含む。)をいう。

(t) 「公正市場価額」とは、以下に従って決定される、いずれかの日における本普通株式の価額をいう。

(i) 本普通株式が既存の証券取引所に上場されるか又は既存の市場で取引される場合、本普通株式の公正市場価額は、取締役会が信頼できるとみなす情報源からの報告に基づく、**決定日**における当該取引所若しくは市場(又は本普通株式の取引高が最も多い取引所若しくは市場)での当該株式の**最終売値**とする。取締役会が別段の決定をしない限り、決定日における本普通株式の最終売値が存在しない場合には、公正市場価額は相場が存在する過去の最新の最終売値とする。

(ii) 本普通株式について上記の市場が存在しない場合、公正市場価額は取締役会が適用法に従い誠実に決定する。

(u) 「非法第423条コンポーネント」とは、従業員株式購入プランの要件を満たすことが予定されていない購入権を適格従業員に付与する際に準拠する、本プランから法第423条コンポーネントを除いた部分をいう。

(v) 「募集」とは、適格従業員に対する購入権の付与をいう。購入権の行使は1つ又は複数の購入期間の末日に自動的に行われる。募集の条件については、一般に当該募集について取締役会が承認した「オファリング・ドキュメント」の中に規定されている。

- (w) 「募集日」とは、募集を開始する日として取締役会が選択する日をいう。
- (x) 「募集日価格」とは、募集に参加する各参加者に関し、当該参加者に適用される募集日(すなわち、当該募集において当該参加者が購入権を付与される日)の本普通株式の1株当たり公正市場価額をいう。
- (y) 「役員」とは、取引所法第16条並びに同法に基づいて公布される規則及び規定が意味するところの、当社又は関連法人の役員である者をいう。
- (z) 「参加者」とは、未行使の購入権を保有する適格従業員をいう。
- (aa) 「本プラン」とは、法第423条コンポーネント及び非法第423条コンポーネントを含む、この「エヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プラン」(適宜行われる修正を含む。)をいう。
- (bb) 「購入日」とは、取締役会が選択する募集期間中の1つ又は複数の日で、当該募集に従って購入権が行使され、本普通株式の購入が実行される日をいう。
- (cc) 「購入期間」とは、募集期間内で特定される期間をいい、一般に募集日又は購入日後の最初の取引日に開始し、購入日に終了する。募集は1つ又は複数の購入期間で構成することができる。
- (dd) 「購入権」とは、本プランに基づいて付与される、本普通株式を購入するためのオプションをいう。
- (ee) 「関連法人」とは、現存するか又は将来設立される当社の「親会社」又は「子会社」(これらの語については法の第424条(e)及び第424条(f)にそれぞれ定義されている。)をいう。
- (ff) 「証券法」とは、米国の1933年証券法(改正を含む。)をいう。
- (gg) 「取引日」とは、本普通株式が上場している取引所又は市場(ニューヨーク証券取引所、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット、ナスダック・グローバル・マーケット、ナスダック・キャピタル・マーケット又はその後身を含むがこれらに限定されない。)が開場して取引を行う日をいう。

エヌビディアコーポレーション

全面改訂2012年従業員株式購入プラン オファリング・ドキュメント 指定された法第423条法人及び指定された非法第423条法人用

2020年9月1日以降に開始する募集用
報酬委員会による採択:2020年10月7日
報酬委員会による修正再表示:2020年12月22日
報酬委員会による修正再表示:2021年1月12日

本ドキュメントにおいて、大文字で規定された用語は、別途定義されない限り、エヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プラン(以下「本プラン」という。)に定義された用語と同じ意味を有する。

1. 付与;募集日

(a) 取締役会は、本オファリング・ドキュメントの条件に従い、同時進行する重複する募集のシリーズをここに許可する。本オファリング・ドキュメントに基づき参加することを選択された指定された法第423条法人及び指定された非法第423条法人は、互いにまた当社とは別の募集に参加するが、かかるすべての募集は本オファリング・ドキュメントの条件に従う(但し、適用法令を遵守し本オファリング・ドキュメントが承認された決議に従うため必要な修正がされる場合がある)。

(b) 本オファリング・ドキュメントに基づく最初の募集セット(すなわち、当社、指定された法第423条法人及び指定された非法第423条法人向けのもの。)(以下「新規募集」という。)は、下記の規定に基づいて早期解約されない限り、2020年9月1日に開始し2022年8月31日に終了する。新規募集は、約6箇月間に亘る4回の購入期間で構成され、1回目の購入期間は2021年2月28日、2回目の購入期間は2021年8月31日、3回目の購入期間は2022年2月28日、最後の購入期間は2022年8月31日に終了する。

(c) 新規募集の開始後、本オファリング・ドキュメントに基づく新たな募集セット(すなわち、当社、指定された法第423条法人及び指定された非法第423条法人向けのもの。)は、本プランの期間中毎年3月1日及び9月1日に自動的に開始する。新たな募集はそれぞれ約24箇月間とする。新たな各募集は、約6箇月間に亘る4回の購入期間から成り、購入期間は2月28日(閏年の場合は2月29日。)及び8月31日に終了する。

(d) 第1条(e)及び第2条(b)の規定に従い、各募集(新規募集を含む)の初日を当該募集の募集日とする。第1条(e)の規定に従い、各購入期間の最終日を当該購入期間の購入日とする。

(e) 募集日が取引日でない場合には、募集日は直後の取引日とする。購入日が取引日でない場合には、購入日は直前の取引日とする。

(f) 募集の開始に先立ち、取締役会又は委員会は、当該募集及びその後の募集の条件を変更することができる。購入権は、(i)募集日に先立ち募集を行わないと取締役会又は委員会が判断する場合、又は(ii)募集日に募集に関して本プランに基づく発行に利用可能な本普通株式がない場合でない限り、募集日に付与される。

(g) 募集内の新たな購入期間の最初の取引日(以下「決定日」という。)において、本普通株式の1株当たり公正市場価額が参加者の募集日価格を下回る場合、当該参加者に関し、現在進行中の募集は直ちに終了し、当該参加者は決定日に開始する新たな募集に自動的に登録される。

(h) 募集の募集日において、各適格従業員は、本書に規定する制限に従い本普通株式12,000株(資本調整の調整に従う。)(すなわち、第3条(d)に規定された3,000株に4購入期間を乗じたもの。)を購入するための購入権を付与される。

2. 適格従業員

(a) 第2条(c)に規定する場合を除き、募集開始に先立つ最終取引日において(i)当社の従業員又は(ii)指定された法第423条法人の従業員若しくは指定された非法第423条法人の従業員である各従業員は、当該日付における適格従業員となる。適用される期限までに必要な登録書類(以下「登録書類」という。)の提出を完了した適格従業員は、当該適格従業員が雇用された組織に適用される募集の募集日に購入権が付与される。本オファリング・ドキュメントにおいて、米国連邦税制上法人ではないがみなし法人として取扱われる当社が所有する事業体又は指定された法第423条法人に雇用された者は、当社又は(適用ある場合)かかる指定された法第423条法人に雇用されたものとみなされる。

(b) 第2条(c)に規定する場合を除き、募集における最初の5箇月間に初めて、(i)当社の従業員又は(ii)指定された法第423条法人若しくは指定された非法第423条法人のいずれかの従業員となった者は、雇用された日付で適格従業員となる。適用ある法律に基づく要件を遵守するため取締役会及び/又は委員会による別段の定めがない限り、かかる各適格従業員は、その者が初めて適格従業員となった月の翌月の最初の取引日に募集に基づく購入権を付与され、当該適格従業員が適用される期限までに必要な登録書類の提出を完了した場合、購入権は以後かかる募集の一部とみなされる。かかる購入権は、本書に記載される通り、当該募集に基づき当初付与された購入権と同一の性質を有する。ただし、

(i) かかる購入権が付与された日付がすべての目的において当該購入権の「募集日」となり、また

(ii) かかる購入権に関する募集期間は、その募集日に開始し当初の募集の終了と同時に終了するものとする。

(c) 以下に掲げる従業員は適格従業員とはならず、募集に基づく購入権を付与されない。

(i) 本プランの第5条(c)に規定された5%の株式保有者である従業員(未行使及び/又は未確定のストックオプションによる所有権を含む。)

(ii) 募集日において、本オファリング・ドキュメントに基づく当該購入権の付与は従業員が居住し又は雇用されている地域において適用される法律、規制又は要件を遵守していないと、取締役会又は委員会の単独の裁量により判断された従業員

(iii) 募集の募集日において、第3条(c)に定義される25,000ドル制限を理由として募集への参加を禁止された従業員

3. 購入権；購入制限

(a) 本ドキュメント及び本プランにおける制限に従い、2021年3月1日以後に開始する購入期間について、参加者は購入権に基づき購入期間中の支払期間ごとに自己に支払われた収入(又は購入期間中の当該支払期間における参加者の収入から天引き又は源泉徴収されるその他の全額を差し引いた残額のいずれか少ない方の金額)の最大15%相当数の本普通株式を購入することができる。但し、参加者の収入の残額の少ない方の金額は、現地の法令遵守のため求められる場合は控除される場合がある。疑義を避けるために付言すれば、募集中のある支払期間に関する拠出額が、参加者の収入から天引き又は源泉徴収される金額が差し引かれたことにより参加者が選択した拠出割合に基づき拠出するはずであった金額より少ない場合、当該金額は当該募集中のその後の支払期間(若しくはその他の時期)中に拠出することができない。

(b) 本ドキュメントに基づく募集に関して、「収入」とは、参加者に支払われた定期的な現金W-2報酬(又は米国人以外の従業員に対する外国の等価物。)を意味し、基本給与、基本賃金、残業代、歩合、及び実績に基づき変動する現金報酬(計算の目的においてのみ、401(k)プラン或いは当社又は関連法人が制定した他の繰延報酬制度や協定に基づき当該参加者が繰り延べることを選択した金額を含む。)が含まれるが、次のものは含まれない。すなわち、参加者に直接支払われた他のすべての現金報酬(契約金など特別目的の現金報酬が含まれるがそれだけに限定されない。)、商品券の金額、利益分配額、当社又は関連法人により支払われた従業員手当、教育又は授業料の償還額、帰属所得(当社又は関連法人グループの保険又は福利厚生制度に基づいて発生するか否かに関わらない。)、交通費、経費の償還額、引越費用の償還額、住宅手当及び生活費手当、ストックオプション又はその他の株式付与に関連して受領・報告・その他の形で認識された所得、当社又は関連法人が従業員福利厚生制度に基づき支払った拠出金、その他同様の報酬である。曖昧又は不明確な状況が発生した場合、取締役会又は委員会が本定義を解釈する。

(c) 適用されるサブプランに従い、本プランに基づくすべての募集又は従業員株式購入プランとみなされることを意図した他のすべての当社又は関連法人のプランに基づく募集に基づく募集日において参加者が購入できる本普通株式の最大数は、法第423条(b)(8)に従って決定される株式数(以下「25,000ドル制限」という。)とする。すべての場合において、25,000ドル制限は、25,000ドル制限と矛盾せずに取得可能な株式数の増加が選択され得る規定の代替的適用適用を考慮せずに財務省規則第1.423-2条(i)(4)を適用することにより法第423条(b)(8)に基づき適用可能な規制に従って決定される。

(d) 追加の制限として、参加者は募集の1つの購入日において購入権の行使により最大で本普通株式3,000株を購入することができる。

(e) すべての場合において、一つの募集に基づきすべての参加者が購入可能な本普通株式の最大合計数は、本プランに基づき同時進行している他のすべての募集に基づき付与されている又は付与される予定の購入権を考慮し、募集日に本プランに基づき利用可能な本普通株式の数とする(端数は切り捨てられる。)。すべての進行中の募集に基づき各購入日においてすべての未行使の購入権が行使された場合に購入される本普通株式の総数が上記制限を超える場

合、取締役会は一定かつ公平な方法で(募集日現在に)利用可能な株式の該当する購入日に(各参加者の累積拠出額に基づき)比例按分を行う。

(f) 本第3条に規定された制限が適用された結果として本普通株式の購入に適用されない拠出金は、(適用される法律により利息の支払いが要求されている場合を除く。)、無利息で募集の終了後速やかに参加者へ返金される。

4. 購入価格

募集に基づき各参加者が取得する本普通株式の1株当たり購入価格は、(i)当該参加者の募集日価格の85%又は(ii)該当する購入日における当該本普通株式の1株当たり公正市場価格の85%のいずれか低い方の額とし、いずれの場合も端数は最も近い一株当たりのセント金額へ切り上げられる。

5. 参加; 拠出

(a) 適用法が別途要求する場合又は参加者の購入権を適用法及び参加者の選択に従って管理するために以前の給与控除運用中に生じた事務処理上の誤記を是正する唯一可能な方法である場合を除き、拠出は、給与天引のみによって行うことができる。本オファリング・ドキュメントに別段の定めがある場合でも、2021年1月1日以降、第5条(b)、(c)及び(d)に基づく拠出の変更処理を、当社が選択を受領した日後可能な限り速やかに行うものとし、処理を有効とするため当該日より最大で2支払期間を要する場合がある。明確にするために付言するならば、(i)選択に対する変更は遡って行われることはなく(すなわち、選択の変更は、当該変更が当社のシステムに加えられる前に参加者に支払われる金額又は参加者が支払う拠出のいずれにも適用されない。)、かつ(ii)選択に対する変更がある購入期間における購入日の直前の10暦日以内(又は当社が決定する他の制限期間内)に行われた場合には、当該選択に対する変更は、当該購入期間について効力を有さないものとする。

(b) 適格従業員の募集に参加する旨の選択は、募集日付けで有効となる。適格従業員は、当社が提供する登録書類で自身の拠出割合を積極的に選択しなければならない。当該募集に関し当社が別の日を設定する場合を除き、すべての項目を記入した登録書類を、募集日の1暦日以上前に当社に交付しなければならない。拠出割合は、収入に対する整数の割合で表記しなければならない。最低1%(本オファリング・ドキュメントに別段の定めがある場合を除く。)とし、2021年3月1日以降に開始する購入期間については最高15%とする。

(c) 参加者は、該当する購入期間又は募集が開始する1暦日以上前(又は当社が決定した他の期間。)に必要な選択書類を交付することにより拠出割合を引き上げ又は引き下げることができ、かかる変更は、次の購入期間又は募集の時点で有効となる。但し、当社は、自らの単独の裁量でいつでも(募集又は購入期間が開始した後のいずれかの時点を含む。)拠出割合を引き上げる参加者の要求を受け入れない旨を決定することができる。

(d) 購入期間中に行われるべき拠出について、参加者は、当該購入期間中に拠出割合を引き上げることができない。参加者は、購入期間中に1回(但し1回のみとする。)拠出割合を引き下げることができる(0%へ引き下げることを含む。)。但し、ある購入期間における購入日の直前の10暦日以内(又は当社が決定する他の制限期間)に受領された選択書類は、次の購入期間又は募集(適用ある場合)に関してのみ効力を有するものとする。新たな購入期間又は募集の開始よりも1暦日以上前(又は当社が決定する他の期間。)に参加者が自らの拠出割合を0%から1%以上に引き上げなかった場合には、当該参加者は、新たな購入期間又は募集の初日に本プランから除籍される。

(e) 参加者は、募集におけるいずれかの購入日の直前の10暦日(又は当社が決定する他の期間。)を除く募集の終了前のいずれかの時点においても、必要な撤回通知の書類を交付することにより、募集から撤回することができる。無利息で(適用法が利息の支払いを要求する場合を除く。)拠出金(いずれかの購入日において当該参加者のための本普通株式取得に使用された拠出金がある場合にはその範囲の金額を減額する。)の返金を受けることができる。募集におけるいずれかの購入日の直前の10暦日(又は当社が決定する他の制限期間。)に参加者が撤回選択書を提出した場合には、当該撤回は、次の募集又は購入期間の該当するものに関してのみ有効となりうる。特定の募集から撤回した参加者は当該募集には再度参加できないが、本オファリング・ドキュメントの規定に従い参加の選択を期限内に行うことによって他の募集に参加することができる。

(f) 募集に関する本プランに基づいて留保される株式を対象とする有価証券届出書が当社によって提出され、発効する場合を除き、適格従業員は、拠出割合の選択を含む、募集に対する参加に関する投資の決定を行うことができない。当社は、適用される証券取引法を遵守し、本プランの目的が満たされる手続を定めることができる。

(g) 適格従業員が募集に積極的に登録し、1%以上の割合で拠出を積極的に承認した場合(新規募集又は2012年8月6日付で委員会が採択したオファリング・ドキュメント、2017年12月11日付で委員会が採択したオファリング・ドキュメント若しくは2018年2月14日付で委員会が採択したオファリング・ドキュメントに基づく、以前の募集に関連する場合を含む。)には、当該適格従業員は、最初の募集が終了した直後に開始する次の募集に自動的に登録され、かかる次の募集が終了した直後に開始する次の募集に再度自動的に登録され、上記第5条(e)に従って参加者が募集からの撤回を選択するか、上記第5条(d)に従って参加者が撤回したと見なされるか、又は他の形で参加者が本プランに対する参加を終

了する(当社、指定された法第423条法人又は指定された非法第423条法人との雇用関係の終了による場合を含む。)まで、かかる方式で自動的に再登録される。

(h) 当社又は法第423条コンポーネントに参加している指定された法第423条法人から非法第423条コンポーネントに参加している指定された非法第423条法人に移籍する参加者は、直ちに法第423条コンポーネントへの参加を中止しなければならない。但し、当該移籍を行った日が属する購入期間中に行われた拠出金は非法第423条コンポーネントに移転されるものとし、かかる参加者は、適用法上求められる修正を除き本プランへの参加条件と同一の条件で非法第423条コンポーネントに基づく現行の募集に直ちに参加することとなる。非法第423条コンポーネントに参加している指定された非法第423条法人から当社又は法第423条コンポーネントに参加している指定された法第423条法人に移籍する参加者は、(i)非法第423条コンポーネントに基づく現募集期間の終結時、又は(ii)かかる参加者が当該移籍後に初めて参加した募集の募集日のうち、いずれか早い方の日まで、非法第423条コンポーネントの参加者であるものとする。

(i) 理由を問わず、参加者と当社、指定された法第423条法人又は指定された非法第423条法人との雇用関係が終了した場合には(上記第5条(h)にしたがい、当該参加者の雇用が、(適用ある場合)当社、他の指定された法第423条法人又は他の指定された非法第423条法人へ断続することなく移転されるのでない限り)、募集に基づいて与えられる購入権は直ちに終了し、また、上記第5条(h)に別段の定めがある場合を除き、適用ある場合、当社は、かかる参加者に、その拠出金(いずれかの購入日において当該参加者のための本普通株式取得に使用された拠出金がある場合にはその範囲の金額を減額する。)を無利息で(適用法が利息の支払いを要求する場合を除く。)返金するものとする。疑義を避けるために付言すれば、試用から雇用への変更は本プランにおいて雇用の終了を意味しない。

(j) 当社又は指定された法第423条法人の従業員である参加者が休職中である場合、本募集の目的上当該参加者の雇用の状態は米国財務省規則第1.421-1条(h)(2)に従い決定される。(例えば、参加者が雇用に復帰する能力が法令又は契約によって保証されていない場合、当該参加者の雇用は終了したものと見なされるため、その参加者の購入権は休職が開始した日から3箇月間が経過した翌日に、当該参加者がその日に先立ち有効な雇用に復帰しない限り直ちに終了するものとする。指定された非法第423条法人の従業員である参加者の場合、上記第5条(h)に従い且つ当該参加者が取得した休職とは無関係に、指定された非法第423条法人による当該参加者の雇用が法的に終了した日に購入権が終了するものとする。

6. 購入

本文書に定める制限に従い、各購入日に各参加者の拠出金は(適用法が別途要求する場合を除き、利息によって増額されずに)本プラン及び募集に基づいて許容される整数の最大株式数まで本普通株式を購入するために充当される。

7. 通知及び同意

募集又は本プランに規定する通知及び同意は、書面及び/又は電子的方法で(当社専属の仲介業者の電子的プラットフォーム及び/又は当社のイントラネットサイトを通じた連絡、当社が規定し又は要求する形式の連絡を含むがこれに限らない。)行う。本プラン又は本オファリング・ドキュメントに明示的に規定する場合を除き、通知及び同意は、受領時に有効に交付されたものとみなす(文書が電子的方法で送信された場合を含む。)

8. 本プランの制約を受ける募集

各募集は本プランの規定に従う。募集は、本プランに基づき随時発表及び採用される解釈、修正及び規則の制約を受ける。募集の規定(本プランに基づいて随時発表及び採用される解釈、修正及び規則を含む。)と本プランの規定との間に抵触がある場合には、本プランの規定が優先する。

9. 現行の募集に対する変更

(a) 本オファリング・ドキュメントの規定に反するにもかかわらず、取締役会及び/又は委員会は、(i)募集の間に行われた拠出金に対する変更の頻度及び/又は回数を制限し、(ii)米ドル以外の通貨で天引される金額に適用される換算比率を定め、(iii)適切に完了した拠出の選択を当社が処理する際に生じた誤りを是正するために、参加者が指定した金額を超える拠出を許可し、(iv)各参加者のための本普通株式の購入に充当される金額が当該参加者の拠出金に適切に対応するよう、待機期間及び調節期間並びに/又は会計手続及び振込手続を定め、(v)法第423条を含む適用ある法律の遵守を確保するため、未行使の購入権を修正又は募集の条件に関する不明確な点を明確化し、(vi)取締役会又は委員会が自らの単独の裁量で望ましいと判断しかつ本プランに反しない他の制限又は手続を定める権利を与えられる。本項に基づく取締役会及び委員会の決定は、購入権が各募集の初期条件の一部分である場合において本募集に基づき付与される購入権及び本オファリング・ドキュメントに基づき付与される購入権を変更又は損なうものではない。

(b) 本オファリング・ドキュメントの規定に反するにもかかわらず、本プランの条件の制約の下で、募集又は本オファリング・ドキュメントの条件の運用によって当社の会計又は規制に望ましくない結果が生じると取締役会が判断する場合には、取締役会又は委員会は、自らの裁量で必要又は適切な範囲でかかる不利な会計又は規制の結果を減殺又は除去するために、(1)現行の募集を含む募集に関する本プランに基づき付与される権利に従い取得される株式の購

入価格を変更し、(2) 現行の募集を含む募集を新たな購入日に募集が終了するよう短縮し、(3) 株式を配分することを含むがこれに限らず、募集又は本オファリング・ドキュメントの条件の変更又は修正を行うことができる。本項に基づく取締役会及び委員会の決定は、購入権が各募集の初期条件の一部である場合において本募集に基づき付与される購入権及び本オファリング・ドキュメントに基づき付与される購入権を変更又は損なうものではない。

10. その他の要件

当社は参加者による本プランへの参加、購入権及び本プランに基づき購入される普通株式について、当社が法律上若しくは運営上の理由により必要又は適切と判断する範囲において、その他の要件を課す権利を留保し、また参加者に対し前述の目的のために必要な追加の契約書若しくは合意への署名を求める権利を留保している。

11. 付与に関する助言の不存在

当社は何らの税務、法務又は金融に関する助言を提供せず、参加者による本プランへの参加又は普通株式の持分の購入若しくは売却について推奨を行わない。参加者は、自信の本プランへの参加について本プランに関する手続きを行う前に、個人的に税務、法務及び金融アドバイザーに相談すべきであることを確認及び理解する。

12. 電子的交付及び受諾

当社は自己の裁量により、現在又は将来の本プランへの参加に関する一切の書類につき電子的手段での交付を決定することができる。参加者はここにかかる書類を電子的交付により受領することを承諾し、当社又は随時当社が指定する他の第三者により設定かつ維持されるオンライン若しくは電子的システムを通じて本プランに参加することに同意する。

13. 準拠法/裁判管轄

購入権及びオファリング・ドキュメントの条項は、州の法の抵触に関する規則に頼ることなく、カリフォルニア州法を準拠法とし、それに従う。

参加者の本プランへの参加を理由とする、又はそれに関する、又はそれから起因して提起される一切の訴訟その他の裁判手続の目的で、参加者はここにカリフォルニア州サンタクララ郡の裁判所又はカリフォルニア州北部地区の他の米国連邦裁判所の唯一かつ独占的な裁判権に同意し、これに従い、購入権の付与が行われる及び/又は実行されるその他の裁判所は無い。

14. 免責

参加者は、参加者によるオファリング・ドキュメントの条項の違反の当社による免責は、オファリング・ドキュメントの他の条項の免責とはならず若しくはそのように解釈されず、又は参加者若しくは他の参加者によるその後の違反の免責とはならず若しくはそのように解釈されないことを認識している。

15. 別紙A

本オファリング・ドキュメントの規定に反するにもかかわらず、参加者が米国外に居住している場合、募集は、本書に添付された別紙Aに列挙された米国外の参加者のための追加的な条件に服するものとする。さらに、参加者が別紙Aに列挙されたいずれかの国に居住している場合、募集は、当該国の参加者について、別紙Aが規定する追加の条件に服するものとする。さらに、ある募集の初日において別紙Aに列挙されたいずれの国にも参加者が居住していないものの、その後のいずれかの時点において列挙された国のいずれかの国に移転した場合には、法律上若しくは運営上の理由によりかかる追加の条件を適用することが必要又は適切と当社が判断する範囲において、当該国に関する追加の条件を当該参加者に適用する。別紙Aは、本オファリング・ドキュメントの一部を構成する。

別紙A

エヌビディアコーポレーション
全面改訂2012年従業員株式購入プランオファリング・ドキュメント
に関する
追加条件
米国外に居住する参加者用

本別紙Aにおいて使用されているものの別紙Aにおいて定義されていない用語は、エヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プラン(以下「本プラン」という。)及びオファリング・ドキュメントにおいて用いられているものと同じの意味を有するものとする。

条件

本別紙Aは、本別紙Aに記載される国に居住する及び/又はそれらの国において就労する参加者による本プランへの参加を規定する追加の条件を示すものとする。

参加者が、現在居住している及び/又は就労している国以外の国民又は居住者である場合、本プランへの参加後に雇用及び/又は居住を移転した場合、又は現地の法律上、他国の居住者とみなされる場合、当社はその裁量により本別紙Aの条件が参加者に適用される範囲を決定することができる。

通知

本別紙Aには、本プランへの参加について参加者が認識すべき外国為替管理及びその他の問題に関する情報も含まれる。当該情報は2021年1月現在各国において有効な証券法、為替管理その他の法律に基づいている。かかる法律は複雑である場合が多く、また頻りに改正されている。したがって当該情報は、参加者が本プランに基づき普通株式を取得する時点若しくは取得した普通株式を売却する時点において古いものになっている可能性があるため、当社は、参加者が本別紙Aの情報を本プランへの参加の影響についての唯一の情報として依拠しないことを強く推奨するものである。

さらに、本別紙Aに記載される情報は一般的な性質のものであり、参加者の個別の状況に適用できるものではなく、当社は参加者に対し個別の影響について確認する立場にない。したがって、参加者は、各自の状況に対し参加者の国の関連する法律がどのように適用されるかにつき適切な専門家の助言を求めるべきである。

最後に、参加者が現在居住している及び/又は就労している国以外の国民又は居住者である場合、本プランへの参加後に雇用及び/又は居住を移転した場合、又は現地の法律上、他国の居住者とみなされる場合、本別紙Aに含まれる情報は参加者に同一の方法で適用されない場合があることを、参加者は承知している。

A. 米国以外の全ての国に関する追加的条件

条件

米国外のいずれかの国に居住する参加者に対し、以下の追加的な条件が適用される。

1. 税に対する責任

参加者は、参加者を雇用した当社又は、異なる場合、指定された法第423条法人若しくは指定された非法第423条法人(以下「雇用者」という。)による行為にかかわらず、本プランへの参加に関連し且つ参加者に対し法的に適用される又は参加者に適用されるとみなされる、あらゆる所得税、社会保険、給与税、フリンジベネフィット税、支払いその他の税関連項目(以下「税関連項目」という。)に関する最終的な責任は参加者にあること、及び、それらが当社又は雇用者(もしあれば)によって実際に源泉徴収された金額を超える場合があることを認識する。また参加者は、当社及び/又は雇用者が、(a)本プラン若しくは普通株式の持分に関する事項(すなわち購入権の付与、普通株式の購入及び発行、普通株式の事後的売却又は配当金の受領を含むが、それらに限定されない。)に関連するいかなる税関連項目に関する対処についても表明又は約束を行わないこと、並びに(b)税関連項目に関する参加者の義務を軽減し若しくは何らかの特定の課税結果を実現するために購入権の付与及び本プランに関する事項に関する条項の作成を行うものではなくまたその義務はないことを認識する。さらに、参加者が複数の法域において税関連項目に服する場合、当該参加者は、当社及び/又は雇用者(若しくは適用ある場合、前の雇用者)は複数の法域における税関連項目を源泉徴収若しくは報告しなければならない場合があることを認識する。

課税又は源泉徴収に関する事象がある場合、それに先立ち、参加者は当社及び/又は雇用者が全ての税関連項目を充足するために満足する適切な取り決めを行うことに同意する。この点に関し、参加者は当社及び/又は雇用者が次に掲げる1つ又は複数の方法により税関連項目に関する源泉徴収義務若しくは権利を充足することを承諾する。すなわち、(i)参加者に支払われる給与又は報酬から源泉徴収すること、(ii)本プランに基づき取得した普通株式の持分について、自主的な売却であるか当社によって当該受諾に基づき追加の同意なしに参加者を代理して行われる強制的な売却であるかを問わず、かかる売却による手取金から源泉徴収すること、(iii)購入時に参加者に対して発行される株式を差し引くこと、(iv)当社及び/若しくは雇用者に対し小切手若しくは送金若しくは当社及び/若しくは雇用者が受諾可能なその他の形式による支払いにより参加者が直接支払うこと、(ただし、参加者が取引所法第16条に基づく当社の役員である場合、当社は源泉徴収義務(もしあれば)をもっぱら(i)又は(iv)の方法によってのみ充足するものとする。)並びに/又は(v)当社が決定するその他の方法で源泉徴収すること(但し、当該方法は適用ある法律及び本プランに従うものとする。)

当社は法定の又はその他の源泉徴収率(参加者の法域において適用される最低若しくは最大源泉徴収率を含む。)を考慮することにより、税関連項目の源泉徴収又は報告を行うことができる。源泉徴収額に超過があった場合、参加者は源泉徴収における超過額の返還を現金で受領することができ(それに相当する普通株式を受領する権利を有さない。)、返還されない場合、参加者は当該地域の課税当局に還付を求めることができる。源泉徴収額に不足があった場合、参加者は適用ある課税当局に直接又は当社及び/若しくは役務受領者に対し税関連項目を支払わなければならない。税関連項目に関する義務が株式からの徴収により充足される場合、税務の目的上、参加者は、発行された株式の一部がもっぱら税関連項目の支払いのために差し引かれた場合でも、行使された購入権の対象となる株式全てを発行されたものとみなす。

最後に、参加者は、当該参加者が本プランに参加したことにより当社及び/又は雇用者が源泉徴収又は報告を行わなければならない且つ前述の方法により充足することができない税関連項目の金額を、当社及び/雇用者に支払うことに同意する。参加者が税関連項目に関する自らの義務を遵守できない場合、当社は、普通株式の持分の発行若しくは交付又は普通株式の持分の売却による手取金を拒否することができる。

2. 本プランの性質

本プランへの申し込み及び参加により、参加者は以下の通り承知し、理解し、また同意する。

- (a) 本プランは当社により自主的に策定され、その性質上任意のものであり、本プランにより認められる範囲で当社により改訂、修正、中止又は停止される場合がある。
- (b) 購入権の付与は、例外的、自主的及び臨時のものであり、過去に購入権の付与があった場合でも、将来の購入権の付与若しくは購入権に代わる給付を受ける契約上の又はその他の権利を発生させるものではない。
- (c) 将来の購入権のその他の付与に関する全ての決定は(もしあれば)、当社の単独の裁量によるものとする。
- (d) 購入権の付与及び参加者による本プランへの参加は、雇用に関する権利を発生させるものではなく、当社との雇用若しくはサービス契約を形成又は修正するものと解釈されてはならず、いつでも参加者の雇用を停止する雇用者の能力を妨げるものではない。
- (e) 参加者は、自主的に本プランに参加する。
- (f) 参加者による本プランへの参加及び本プランに基づき購入された普通株式、並びにそれによる収入及び価値は、何らかの年金を受領する権利又は報酬と置き換えることを意図しない。
- (g) 参加者による本プランへの参加及び本プランに基づき購入された普通株式、並びにそれによる収入及び価値は、契約解除、退職、雇用終了、辞職、解雇、職務終了時における支払い、長期勤続報奨、有給休暇、年金若しくは退職金又は給付金又は類似の支払いの計算を含むがそれらに限定されないいずれの目的においても通常の又は予定された報酬ではない。
- (h) 購入権の対象となる普通株式の持分将来の価額は未知、決定不能であり、正確に予測することはできない。
- (i) 本プランに基づき購入された普通株式の持分の価額は、将来増減する可能性があり、購入価格を下回る可能性もある。
- (j) 参加者の雇用が終了した(理由の如何にかかわらず、また無効であった又は雇用地の法域の労働関連法若しくは当該参加者との雇用契約に違反していたことが後に判明したか否かを問わない。)結果、本プランに基づく購入権が失効したことにより、報酬又は損害賠償の請求権又は受領権が発生することはないものとする。
- (k) 本プランにおいて別途規定されるか又は当社の裁量によって決定されない限り、購入権は、本プラン又は購入権を他の会社に移転させ若しくは引き継がせる権利を構成せず、又は普通株式の持分に影響を及ぼす会社の取引に関連して交換され、現金化され、若しくは代替される権利を構成しないものとする。
- (l) 当社による別段の合意がない限り、参加者による本プランへの参加及び本プランに基づき購入された普通株式の持分並びにそれらによる所得及び価値は、参加者が関連法人の役員として提供した役務の対価として、またそれに関連して、付与されるものではない。
- (m) 当社又は雇用者を含む関連法人のいずれも、普通株式の持分の価額又は本プランへの参加に従って支払われる金額に影響する、参加者の地域の通貨とドルとの間の為替による変動について責任を負わないものとする。
- (n) さらに参加者は、後続の募集への参加は当該募集の開始時に有効な本プラン及びオフアリング・ドキュメントの条件に従うことを確認するものとする。

3. 拠出金の換算

参加者は本プランに基づく自らの拠出が米ドル以外の通貨で行われる場合、かかる拠出金は購入日又はそれ以前に、当社が決定する当該転換が行われる時点で有効な為替レートを用いて米ドルに換算されることを理解する。参加者は当社、雇用者又はその他関連法人のいずれも、本プランに基づく拠出金の価値に影響を与える可能性のある、参加者の現地通貨と米ドル間の為替レートの変動に責任を持たないことを理解し、これに同意する。

4. プランへの参加の承認

参加者は、本プランは任意のプランであることを理解し、また参加者は雇用者による給与の天引き又は本プランに基づいて参加者が行うその他の拠出は、完全に自由意思に基づき行われることを了解する。参加者は、(オフアリング・ドキュメント第5条(e)に従い)本プランへの参加を自由に撤回することができ、本プランに基づき参加者が支払った自主的拠出のうち本プランに基づき普通株式の持分の購入に充当されていない全額の返還を受領することができることを理解する。参加者は、本プランに基づき普通株式の持分の購入のため、雇用者が参加者の給与から参加者が指定した割合で天引を行うこと及びかかる給与天引の累計額を参加者を代理してアメリカ合衆国に送金することをここに承認する。参加者は、現時点又は将来においてかかる承認に関し、別途、雇用者との間でプラン参加合意書を締結するか又は雇用者若しく

は当社が要求するその他の契約書若しくは同意書を締結することに同意する。参加者は、当該同意書又は契約書を締結しない場合、プランに参加することができなくなることを理解する。

5. 言語

参加者は英語に十分堪能であるか又は、オファリング・ドキュメント、登録書類、本プラン及びその他本プランの関連書類の条項を理解するため英語に十分堪能である助言者に相談したことを認める。参加者が英語以外の言語に翻訳されたオファリング・ドキュメント、登録書類又は本プランに関連するその他書類を受領している場合で翻訳版の意味が英語版と異なる場合、英語版が優先する。

6. インサイダー取引の制限/市場濫用規制法

参加者は、参加者が当社に関する「内部情報」(適用ある法域における法令により定義される。)を保有するとみなされる期間中、普通株式、普通株式に対する権利(例:購入権)又は普通株式の価値にリンクした権利を受領、取得、売却又はその他処分する参加者の能力に影響を与える可能性のある、適用ある法域(米国及び参加者の自国若しくは(異なる場合)参加者の証券会社の国を含む。)にある普通株式が上場される取引所に基づく、現地のインサイダー取引規制及び/又は市場濫用規制法の対象である。現地のインサイダー取引法令は、参加者が内部情報を保有する前に行った注文の取消又は訂正を禁じる可能性がある。さらに、参加者は以下を禁じられる可能性がある:(i)第三者への内部情報の開示。職場の同僚も含む、及び(ii)第三者への内部情報の伝達又は第三者に証券を買わせる若しくはこれを売らせること。これらの法令に基づく制限は、当社の適用あるインサイダー取引方針に基づき課される可能性のあるいかなる制限からも独立したものであり、かつそれに加えてのものである。参加者は適用ある制限の遵守は参加者の責任であることを認識しており、参加者は自己の個人的な法律顧問にこの件につき話しをするべきである。

7. 海外資産/口座及び税務報告、外為規制

参加者は、参加者の自国外の証券会社若しくは銀行口座において、本プランに基づき購入される普通株式を購入若しくは保有、又は本プランへの参加により受領する現金(本プランに基づく普通株式に対して行われる配当による現金を含む。)を保有する自己の能力に影響を与える可能性のある、海外資産及び/又は口座報告の一定の要件が存在する可能性を認識している。参加者はかかる口座、資産又は取引を自国の税務当局又はその他当局への報告を求められる可能性がある。参加者はまた、本プランへの参加の結果受領する売却手取り金又はその他資金を受領後一定期間内に指定する銀行又は証券会社を通じて自国へ送金することを求められる可能性もある。参加者は、かかる規制を遵守することは参加者の責任であること認識しており、参加者は詳細につき自己の法律顧問に相談をすべきである。

B. 国別特定条項

全ての米国外の参加者に対するデータプライバシー条項

契約条件

欧州連合/欧州経済地域/スイス/英国の外で勤務及び/又は居住する参加者に対するデータプライバシー同意書

(a)データの収集及び使用 当社及び雇用主は、本プランを実施、運用及び管理する目的で、参加者の氏名、自宅住所及び電話番号、Eメールアドレス、生年月日、社会保障番号、パスポート若しくはその他の身分証明書の番号、給与、国籍、職責、当社普通株式の保有数若しくは当社における取締役職、参加者につき付与され、取り消され、行使され、権利が確定し若しくは確定せず若しくは未行使であるすべての購入権若しくはその他普通株式の取得に関する権利又はそれらに相当する給付の詳細（以下「本データ」という。）を含むがこれらに限定されない、参加者に関する一定の個人情報収集、処理及び使用する。本データの処理に関する法的根拠は、必要とされる場合、参加者の同意である。

(b)株式プラン・サービス提供者 当社は、参加者による本プランへの参加の実施、運営及び管理を支援している Charles Schwab & Co., Inc.（その特定の関連会社を含む。）（以下、総称して「シュワブ」という。）に本データを移転する。当社は、将来、異なる又は追加のサービス提供者を選任し、同様の方法でサービスを提供する他の提供者と本データを共有することができる。参加者は、独立した条件及びデータ処理慣行につきシュワブとの合意を求められる可能性がある。当該合意は、本プランへの参加できることの条件である。

(c)国際データ移転 当社及びシュワブは、米国を本拠地とする。参加者の国又は法域は、米国とは異なるデータプライバシー法及び保護を有することができる。本データの移転に関する当社の法的根拠は、必要とされる場合、参加者の同意である。

(d)データの留保 当社は、参加者による本プランへの参加を実施、管理及び管理するために必要な期間に限り、又は、税法、為替管理法、労働法及び証券法に基づく義務を含む法律上若しくは規制上の義務を遵守するために必要な期間に限り、本データを保有及び使用する。

(e)任意性及び同意の拒否又は撤回の結果 本プランへの参加は自発的なものであり、参加者は、純粋に自発的にここに同意を提供している。参加者が同意しない場合、又は参加者がその後自己の同意を取消す場合、参加者の雇用者からの給与若しくはその他の現金報酬又は雇用者との雇用若しくはその他の役務は影響を受けない。同意を拒否又は撤回した場合の唯一の結果は、当社が参加者に対して購入権若しくはその他の株式報酬を付与できない、又はかかる報酬を管理又は維持できないということである。

(f)データ主体の権利 参加者は、自己の法域において、データプライバシー法に基づく多数の権利を有する場合がある。参加者がどの法域に基づくかにより、そのような権利には、(i)当社が処理する本データへのアクセス又はコピーを要求する権利、(ii)不正確な本データの是正、(iii)本データの削除、(iv)本データ処理の制限、(v)本データの持ち運び可能性、(vi)参加者の法域内の管轄当局に苦情を申し立てる権利、及び/又は(vii)本データの潜在的な受領者の氏名及び住所を記載した一覧表を受領する権利、を含む可能性がある。これらの権利に関して明確にするため、又はこれらの権利を行使するために、参加者は現地の人事担当者に連絡を取ることができる。

(g)追加の承認/同意 参加者は、当社が、将来の本データの処理若しくは移転につき別の根拠に依拠できること、及び/又は参加者が別のデータプライバシーの同意を提供することを要求できることを理解する。該当する場合、当社又は雇用者の請求により、参加者は署名済みの承認書若しくはデータプライバシーに関する同意書（又はその他の契約若しくは同意書）を提供することに同意する。これは、現在又は将来のいずれかにおいて、参加者の自国におけるデータプライバシー法に従い、当社及び/又は雇用者が参加者の本プランへの参加の管理の目的で参加者から取得することを必要であるとする同意書である。参加者は、当社及び/又は雇用者が請求するかかる同意書若しくは契約書を提供できない場合、参加者は本プランに参加できないことを理解し、これに同意する。

（訳出省略）

日本

通知書

海外資産/口座報告情報：日本の居住者は、日本国外に保有する資産（例：本プランに基づき取得された普通株式）を、毎年12月31日現在、当該資産の正味公正市場価値が合計で5,000万円を超える場合、その詳細を報告する必要がある。参加者は、日本の適用ある報告要件を適切に遵守しているかを確認するために、自己の税務顧問に相談をするべきである。

（訳出省略）

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部 【追完情報】

第1 臨時報告書の提出

1. 2020年7月9日に提出した臨時報告書

2020年6月17日、エヌビディアコーポレーション（以下「当社」という。）は、エヌビディアコーポレーション全面改訂2012年従業員株式購入プラン（以下「本プラン」という。）に基づく当社及び日本国外の当社子会社の適格従業員（以下「適格従業員」という。）に対する当社の普通株式を割引価格で購入する権利（以下「新株予約権」という。）の付与に関する募集の申込みを開始した。

そのため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定により、当社は2020年7月9日に外国会社臨時報告書を提出した。

なお、便宜上、以下の2020年7月9日に提出された外国会社臨時報告書の内容において記載された円金額は、1米ドル=107.12円の換算率（2020年6月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値）により換算されている。

報告内容

(1) 有価証券の種類及び銘柄

本プランに基づく新株予約権証券。当該有価証券は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

本募集は、当社及び日本国外の当社子会社の本プランに参加する資格のある従業員（以下「適格従業員」という。）に対する新株予約権の付与に関する募集である。全面改訂前の本プランは、2012年3月22日開催の当社取締役会の報酬委員会で採択され、同年5月17日開催の当社株主総会で承認された。また、2014年4月9日に当社報酬委員会の全員一致の電子書面による同意をもって全面改訂され、同年5月23日開催の当社株主総会で承認された。全面改訂された本プランは、2016年4月5日に当社報酬委員会の全員一致の電子書面による同意をもって承認され、同年5月18日開催の当社株主総会で承認された。その後本プランに対する改訂が2017年12月11日に当社報酬委員会の会議において承認された。さらに本プランに対する改訂が2018年4月3日に当社報酬委員会で承認され、2018年5月16日開催の当社株主総会で承認された。本プランに対する改訂が2020年4月27日に当社報酬委員会の全員一致の電子書面による同意により承認され、2020年6月9日開催の当社株主総会で承認された。また、当社報酬委員会は、2012年8月6日の全員一致の電子書面による同意により、本プランに従い、2012年9月1日以降に開始される当社及び指定会社の全適格従業員に対する募集において、当該適格従業員に対して当社普通株式（以下「本普通株式」という。）を購入する権利を付与することを承認した。また、当社報酬委員会は、2017年12月11日の会議において、本プランに従い、2018年3月1日以降に開始される当社及び指定会社の全適格従業員に対する募集において、当該適格従業員に対して本普通株式を購入する権利を付与することを承認した。

(2) 新株予約権の内容等

発行数	合計49,968個(見込数)(注1)
発行価格	0米ドル(0円)
発行価額の総額:	
新株予約権の発行価額の総額	0米ドル(0円)
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を合算した金額	総額14,958,920.16米ドル(約1,602,399,528円)(見込額)(注2)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社記名式額面普通株式(額面0.001米ドル)
新株予約権の目的となる株式の内容	<p>当社の基本定款には、当社が普通株式に加えて優先株式(額面0.001米ドル、授權発行総数2,000,000株)を一回以上のシリーズで、随時、発行することができる旨の定めがある。本書提出日現在優先株式は発行されていない。</p> <p>優先株式に関する定款の定めは以下のとおりである。『取締役会は、ここに、デラウェア州の一般会社法に従って証書(「優先株式指示書」)を提出することにより、各シリーズの株式の呼称、権限、優先及び権利、並びに優先株式の完全に未発行のシリーズがあれば、その資格、制限を随時、決定あるいは修正することができ、かかるシリーズのいずれかを構成する株式数を随時、設定し、当該シリーズの株式の発行後、同シリーズの株式数を増加又は縮小することができるが、かかる株式数は、その時点で発行済の当該シリーズの株式数を下回らないものとする。前文に従い、あるシリーズの株式数を減らした場合、かかる削減の対象となった株式は、当該シリーズの株式数を最初に決定した決議が採択された以前に、同株式が有していた資格を取り戻すものとする。』</p>
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株 全体で49,968株(見込数)(注3)
新株予約権の行使に際して払い込むべき金額	299.37米ドル(約32,069円)(2020年6月8日現在の当社株価に基づく見込み)(注4)
新株予約権の行使期間	2020年8月31日、2021年2月26日、2021年8月31日、2022年2月28日
新株予約権の行使の条件	本プランへの参加資格を充足し、積立を行っていること。
新株予約権の行使により株券を発行する場合の株券の発行価格のうち の資本組入額	1株当たり0.001米ドル(0.1円)(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	遺言、相続及び遺産分配に関する法律、又は本プランに規定する参加者死亡の場合の受取人の指定による場合を除き、譲渡不可。
発行方法	当社及び当社子会社の適格従業員595名に付与される。
引受人の氏名又は名称	該当なし
募集を行う地域	オーストラリア、カナダ、中国、デンマーク、フランス、ドイツ、インド、イスラエル、オランダ、ポーランド、ロシア、シンガポール、韓国、スウェーデン、スイス、英国、米国

提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期	払込金額の総額： 14,958,920.16米ドル(約1,602,399,528円)(注2)
	発行諸費用の概算額： 0米ドル(0円)
	差引手取概算額： 14,958,920.16米ドル(約1,602,399,528円)
	手取金の用途：上記の差引手取概算額は、設備資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や用途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、未定である。
新規発行年月日	2020年7月1日
当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称	該当なし

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>本プランに基づく新株予約権は、募集期間(注6)について、新株予約権の付与を受けた適格従業員が、各購入期間(注7)において、自己の収入の整数%であって、かつ、10%を限度とする給与天引により積み立てられた拠出金により、購入日(注8)において、本普通株式を購入できる権利である(注9)。</p> <p>新株予約権の実際の行使価額は、各購入日毎に、当該適格従業員の本普通株式の募集日(注10)における公正市場価額と当該購入日における公正市場価額のいずれか低い方の85%の金額である(注11)。したがって、募集期間中に本普通株式の株価が下落した場合、新株予約権行使期間中の新株予約権の行使により購入される本普通株式数は(適格従業員の募集日の株価を基準とした行使価額で購入可能な本普通株式数と比較して)増加する。なお、実際の行使価額の下落によって、適格従業員が株式購入のために拠出することを選択した金額が減少するものではない(適格従業員は、1株あたり、より低い価額で、より多くの株式を購入することが可能となるだけである。)。</p> <p>本プランに基づき購入される本普通株式数は、最大で91,432,333株である。本プランの先行プランに基づく未行使の新株予約権による発行のために以前に留保された普通株式は、その後既に発行され、本プランに基づき今後発行されることはないことに留意されたい。本書の提出日現在、本プランに基づき約30,627,267株が発行済みであり、約60,805,066株が将来の発行のために留保されている。ただし、資本調整(吸収合併、新設合併、組織変更、資本再構成、再法人化、株式配当、現金以外の財産による配当、大規模な臨時現金配当、株式分割、清算配当、株式併合、株式交換、企業組織変革若しくはこれに類するその他の資本再編取引(この語は財務会計基準審議会の会計基準コーディフィケーショントピック718(又はその後身)において用いられている。)を通じて、当社が対価を受け取ることなく本プランの効力発生日より後に本プラン又は本プランに基づいて付与される、本普通株式を購入するためのオプション(以下「本購入権」という。)の対象である本普通株式について行われる変更又はかかる本普通株式に関して発生するその他の事由をいう。)に際し、取締役会は、(i)本プランの対象となる有価証券のクラス及び最大数、(ii)未履行の募集(注12)及び未行使の本購入権の対象となる有価証券のクラス及び数並びにかかる募集及び本購入権に適用される購入価格、並びに(iii)進行中の各募集に基づく購入制限の対象となる有価証券のクラス及び数を、適切にかつ按分をもって調整する。</p> <p>本プランの目的は、当社並びにその親会社及び子会社の適格従業員に対し、本普通株式を購入する機会を与える手段を提供するものである。適格従業員による参加は任意であり、また新株予約権の行使時の払込金額の総額は適格従業員の選択による給与からの拠出金により決まるため、行使価額及び資金調達額の下限は設けられていない。</p>
---------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>なお、本プランの参加者が行使条件を満たさない可能性があるため、それにより新株予約権が行使されない可能性もある。</p> <p>当社には新株予約権を購入する権利はない。 (注13)も参照のこと。</p>
第三者割当の場合の特記事項	該当なし

- (注1) 発行数は、新株予約権の目的となる株式の数と同数である。
- (注2) 拠出額が現在未定であるため、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)は、便宜上、適格従業員595名による最大拠出見込額とした。
- (注3) 「新株予約権の目的となる株式の数」は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(見込額)で除した見込数である。本株式数は、適格従業員による拠出額の最大拠出見込額である14,958,920.16米ドル(1,602,399,528円)を299.37米ドル(2020年6月8日の当社普通株式の終値352.20米ドルの85%)で除した見込数である。
- (注4) 「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」は、現在未定であるので、2020年6月8日のナスダック・グローバル・セレクト・マーケットにおける当社普通株式の終値352.20米ドルの85%(299.37米ドル)を算出して求めた見込価格を記載した。実際の払込金額は、各購入日(注8において定義する。)毎に、適格従業員の募集日(注10において定義する。)における当社普通株式の公正市場価額と当該購入日における公正市場価額のいずれか低い方の85%の金額である。
 公正市場価額とは、決定日が取引日である場合は決定日の、又は決定日が取引日でない場合は決定日の直前の取引日の、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケットでの本普通株式の終値(売買が成立しなかった場合は最終買値とする)をいう。
- (注5) 発行価格のうち、一株あたり額面価額0.001米ドルを資本金として、残余部分を追加払込資本金として取り扱う。
- (注6) 募集期間とは、およそ24ヶ月の期間であり、毎年、3月1日又は9月1日以降、6ヶ月毎に開始する期間である。なお、本募集に係る募集期間は、2020年7月1日から2022年2月28日までの期間を予定している。但し、募集期間は、本普通株式の公正市場価額の下落により、自動的にリセットされる可能性がある。
- (注7) 各募集期間は、期間がおよそ6ヶ月である4つの期間に分けられ、当該4つの各期間が購入期間である。なお、本募集においては、各購入期間は、2020年7月1日から2020年8月31日まで、2020年9月1日から2021年2月26日、2021年3月1日から2021年8月31日、2021年9月1日から2022年2月28日の4つの期間の予定である。
- (注8) 購入日は、2月28日(閏年においては、2月29日)及び8月31日以前の日のことである。なお、本募集においては、各購入日は、2020年8月31日、2021年2月26日、2021年8月31日、2022年2月28日の予定である。
- (注9) 参加者の新株予約権は、各購入日(2020年8月31日、2021年2月26日、2021年8月31日、2022年2月28日)に自動的に行使される。新株予約権の行使後第1回目の剰余金の配当については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に新株予約権の行使により参加者が取得した本普通株式を、当該基準日において他の発行済本普通株式(当社が保有する本普通株式を除く。)と同様に取り扱うものとする。ただし、新株予約権の行使により参加者に発行され、又は移転される株式について当社(又は当社の名義書換代理人)の株主名簿に記載されるまでは、参加者は、当該株式につき、株主とみなされず、株主としての権利を有しない。
- (注10) 募集日は、通常、募集期間の初日である(ただし、当該日が取引日にあたらぬ場合、翌取引日)。本募集においては、募集日は、2020年7月1日である。適用ある法により認められる範囲で、本募集の開始後に

雇用される従業員は本募集に参加することができ、本プランへの参加は通常、当該従業員の雇用開始日の翌月1日に開始する。

(注11) 新たな購入期間の最初の取引日(以下「決定日」という。)の市場終了時において、本普通株式の公正市場価額が適格従業員の募集日における本普通株式の公正市場価額未満であり、かつ、当該募集期間の残存期間が、決定日に開始することが定期的に予定されている募集期間より短い又は同じである場合、現在進行中の募集期間は、直ちに終了し、終了した募集期間の参加者は、決定日に開始する新たな募集期間に自動的に参加することとなる。

(注12) 本ただし書きにおいて、「募集」とは、適格従業員に対する購入権の付与をいう。

(注13) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

(a) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの主目的は資金調達ではなく、当社並びにその一定の親会社及び子会社の適格従業員に対し、当社の本普通株式を購入する機会を与える手段を提供するものである。

(b) 令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項なし。

(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)についての取得者(当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を取得しようとする者をいう。以下、同じ。)と提出会社との間の取決めの内容

本プランに従った運用がなされるほかは、該当なし。なお、各適格従業員が購入日において購入することができる株式の最大株式数は、25,000米ドルから購入日が属する暦年において本プランに基づき購入された他の本普通株式の公正市場価値(当該株式と関連する募集日現在で決定される。)を減じた額と同額の公正市場価値(関連する募集の適格従業員の募集日現在で決定される。)を有する株式数とする。また、適格従業員が募集期間中の購入日に購入できる本普通株式の最大数は、3,000株を超えないものとする。

(d) 提出会社の株券の売買(令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。)に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

該当事項なし。

(e) 提出会社の株券の貸借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

該当事項なし。

(f) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

(3) 提出会社の資本の額及び発行済株式総数

(a) 資本の額(2020年4月26日現在)

普通株式及び払込剰余金: 7,355百万ドル(787,868百万円)

(b) 発行済株式総数(2020年5月15日現在)

普通株式:615百万株

2. 2020年11月24日に提出した臨時報告書

2020年9月13日、デラウェア州の会社であるエヌビディアコーポレーション(以下「当社」という。)は、デラウェア州の会社であり当社の完全子会社であるエヌビディア・インターナショナル・ホールディングス・インク(以下「エヌビディア・ホールディングス」という。)、イングランド及びウェールズの法律に基づき設立された会社であるアーム・リミテッド(以下「アーム」という。)、イングランド及びウェールズの法律に基づき設立された会社であるソフトバンク・グループ・キャピタル・リミテッド(以下「ソフトバンク」という。)並びにイングランド及びウェールズの法律に基づき設立された会社であるSVFホールドコ(UK)リミテッド(以下「ビジョン・ファンド」といい、ソフトバンクと併せて「売主」と総称する。)との間で、株式譲渡契約(以下「譲渡契約」という。)を締結した。譲渡契約は、当社、エヌビディア・ホールディングス、アーム及び各売主のそれぞれの取締役会又はそれと同等の機関において承認された。

そのため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第6号の2の規定により、外国会社臨時報告書を提出した。

なお、便宜上、以下の2020年11月24日に提出された外国会社臨時報告書の内容において記載された円金額は、1米ドル=103.87円の換算率(2020年11月19日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値)及び1ポンド=137.50円の換算率(2020年11月19日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値)により換算されている。

報告内容

イ. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	アーム・リミテッド
住所	英国、CB1 9NJ、ケンブリッジ、フルボーン・ロード110
代表者の氏名	最高経営責任者 サイモン・シガース
資本金の額 (普通株式及び払込剰余金) (2020年3月31日現在)	470,920,000ポンド(64,751,500,000円)
事業の内容	アームは、英国ケンブリッジを拠点とする半導体及びソフトウェア設計会社である。アームはARMプロセッサ及びその他のチップの設計に注力している。アームの技術は、人々の生活及び企業の運営を変容させる演算及びデータ革命の核心である。アームのエネルギー効率の高いプロセッサ設計及びソフトウェアプラットフォームは、1800億個を超えるチップによる高度な演算を可能にし、同社の技術はセンサーからスマートフォン及びスーパーコンピュータまで、確実に製品の動力を提供してきた。アームは、1,000を超える技術パートナーと共に、チップからクラウドまで、AIで強化され関連付けられた演算に関する全ての分野の設計、安全確保及び管理の最前線に位置する企業である。

(2) 議決権の数

(i) 当該特定子会社の異動の前後における当社(及びその他の子会社)が所有する当該特定子会社の議決権数

異動前 0

異動後 1,025,234,000個

() 当該特定子会社の異動の前後における当社(及びその他の子会社)が所有する当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 0%

異動後 100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

() 当該特定子会社の異動の理由

2020年9月13日、当社はエヌビディア・ホールディングス、アーム、ソフトバンク及びビジョン・ファンドとの間で譲渡契約を締結した。譲渡契約において、当社又は当社の被指名人は、譲渡契約に定める条件に従い、売主からアームの割当済及び発行済普通株式（額面金額0.001ポンド）の100%を取引価額400億米ドルで買い取ることが定められている。2020年3月31日現在のアームの純資産額（株主持分合計）が2020年1月26日現在の当社の純資産額の30%を超えているため、株式譲渡の完了時に、アームは当社の100%子会社となり特定子会社となる予定である。

() 年月日：本買収は2022年第1四半期に完了する見込である。

□ 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2に基づく事項

(1) 株式交換の相手会社に関する事項

a. 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	アーム・リミテッド
本店の所在地	英国、CB1 9NJ、ケンブリッジ、フルボーン・ロード110
代表者の氏名	最高経営責任者 サイモン・シガース
資本金の額（普通株式及び払込剰余金）（2020年3月31日現在）	470,920,000ポンド（64,751,500,000円）
純資産の額（株主資本合計）（2020年3月31日現在）	3,473百万ポンド（477,538百万円）
総資産の額（2020年3月31日現在）	4,663百万ポンド（641,163百万円）
事業の内容	アームは、英国ケンブリッジを拠点とする半導体及びソフトウェア設計会社である。アームはARMプロセッサ及びその他のチップの設計に注力している。アームの技術は、人々の生活及び企業の運営を変容させる演算及びデータ革命の核心である。アームのエネルギー効率の高いプロセッサ設計及びソフトウェアプラットフォームは、1800億個を超えるチップによる高度な演算を可能にし、同社の技術はセンサーからスマートフォン及びスーパーコンピュータまで、確実に製品の動力を提供してきた。アームは、1,000を超える技術パートナーと共に、チップからクラウドまで、AIで強化され関連付けられた演算に関する全ての分野の設計、安全確保及び管理の最前線に位置する企業である。

b. 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

年度	2020年3月31日	2019年3月31日	2018年3月31日
売上高	1,492百万ポンド (205,150百万円)	1,388百万ポンド (190,850百万円)	1,368百万ポンド (188,100百万円)
営業利益（損失）	34百万ポンド (4,675百万円)	75百万ポンド (10,313百万円)	99百万ポンド (13,613百万円)
税引前利益（損失）	51百万ポンド (7,013百万円)	1,283百万ポンド (176,413百万円)	106百万ポンド (14,575百万円)
純利益（損失）	(63)百万ポンド ((8,663)百万円)	1,015百万ポンド (139,563百万円)	31百万ポンド (4,263百万円)

c. 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（2020年9月13日現在）

大株主の氏名又は名称	割合 (%)
------------	--------

ソフトバンク・グループ・キャピタル・リミテッド	75.01
SVFホールドコ(UK)リミテッド	24.99

注：2020年9月13日現在の発行済株式数（1,025,234,000株）に基づき計算した。

d. 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当なし
人的関係	該当なし
取引関係	アームが所有するライセンスの使用、並びにアームに対するライセンス料及びロイヤリティの支払

(2) 当該株式交換の目的

当社の最先端のAIコンピューティング・プラットフォームとアームの広大なエコシステムを統合することにより、巨大な高成長市場へと事業を展開しながら共にイノベーションを加速させ、AI時代における主要なコンピューティング・カンパニーとなることを目的としている。ソフトバンクは当社の株式を保有することで（保有割合は10%未満を見込んでいる。）アームの長期的な発展に引続き関わる予定である。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換にかかる割当ての内容その他の株式交換契約の内容

当社又はその被指名人は、売主から額面0.001ポンドのアームの割当済及び発行済普通株式の100%を取得する。対価として、当社は(i)譲渡契約の締結時に株式譲渡の対価の前払分及びアームから当社への知的財産権譲渡の対価として、売主及びアームに対し現金で20億米ドル（契約対価）の支払、(ii)譲渡の完了時（以下「クロージング」という。）に売主に対し現金で100億米ドル（一定の控除及び調整の対象となる。）の支払、(iii)譲渡のクロージング時に売主に対し総額215億米ドル相当の当社の普通株式（額面0.001米ドル）（以下「当社株式」という。）4,430万株（譲渡契約締結日の1取引日前までの30取引日における当社株式の終値の平均値に基づき決定された。）の発行、(iv)アームが2021年4月1日に開始し2022年3月31日に終了する事業年度中に一定の財務目標を達成することを条件として、売主に対しアーンアウトとして最大50億米ドルの現金又は当社株式1,030万株（譲渡契約締結日の1取引日前までの30取引日における当社株式の終値の平均値に基づき決定された。）の支払、並びに(v)クロージング後にアームの従業員に対し最大15億米ドル相当の当社株式を対象とする制限付株式ユニットの発行を行う予定であり、いずれの場合も譲渡契約の条項に従う。当該取引に関するその他の条件については、当社が2020年9月14日付で米国証券取引委員会に提出したForm 8-Kの添付書類Exhibit 2.1において開示した譲渡契約書を参照されたい。

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社、ソフトバンク及びアームの各取締役会によって承認された譲渡取引の条件に基づき、当社はソフトバンクに対し総額215億米ドル相当の当社株式及び120億米ドルの現金（譲渡契約締結時に支払う20億米ドルを含む。）を支払う予定である。クロージング時に発行される当社株式は4,430万株であり、契約締結の直前30取引日における当社普通株式の終値の平均値を用いて決定された。また、ソフトバンクは、アーンアウト条項に基づき、アームによる一定の財務成績目標の達成を条件として最大50億米ドルの現金又は普通株式を受け取ることができる。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び主要な事業の内容

商号	エヌビディア・コーポレーション
本店所在地	米国、95051 カリフォルニア州 サンタクララ サン・トーマス・エクスプレスウェイ 2788
代表者の氏名	Jensen Huang, CEO
資本金の額	929千米ドル (96,495千円) (2020年1月26日現在)
純資産の額	12,204百万米ドル (1,267,629百万円) (2020年1月26日現在)
総資産の額	17,315百万米ドル (1,798,509百万円) (2020年1月26日現在)

主要な事業	ハードウェア製造
-------	----------

(6) 株式交換に係る割当ての内容が当該株式交換完全親会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以外の有価証券に係るものである場合

該当事項なし

第2 事業等のリスクに関する変更

当社は、本有価証券届出書の提出日現在、2020年5月22日付で関東財務局長に提出した外国会社報告書及びその補足書類に記載された「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク」の内容及び将来に関する事項について、以下の記載を除き重要な変更はないものと判断している。

当社が、メラノックス及びアームの買収を含む企業買収又は戦略的投資で想定された財務や戦略上の利益を実現できなかった場合、さらに買収対象の統合を成功させることができなかった場合、事業成長、新製品開発、又は製品販売の対応能力が損なわれる可能性がある。

当社はこれまで取得又は投資してきた既存の製品、戦略目標や事業の拡大又は向上に役立つと考えられる製品、サービス、技術を提供する他企業を買収し、あるいは投資を行ってきた。今後もそうした買収や投資を実施していく可能性がある。2020年4月27日、当社は約70億米ドルでメラノックスの買収を完了した。2020年9月、当社はアームの割当済及び発行済普通株式の100%を取引価額400億米ドルで取得する契約を発表した。メラノックスの買収、アームの買収及びその他の過去又は将来における買収や投資に重要な課題及びリスクが含まれ、事業成長、新製品開発、又は製品販売の対応能力が損なわれ、最終的には当社の成長や財務成績に悪影響が及ぶ可能性がある。当社のリソースが限られていることから、当社がある取引を行う決定には機会費用が発生する。したがって当社がある取引を実行することにより、当社は当社の戦略目標を達成するのに役立つ可能性のあるその他の取引を締結する計画を控えなければならない可能性がある。メラノックスの買収、アームの買収及びその他の企業買収又は戦略的投資に関連するその他のリスクには以下のものがあるが、これらに限定されない。

- ・ 買収した会社の技術、製品、事業、又は労働者を当社事業と融合する難しさ
- ・ 資本やその他のリソース、例えば経営者の関心の分散
- ・ 法的責任の引受及び減価償却費用の発生、のれんの減損、又は買収資産の評価損
- ・ 財務状態の予想並びに統制、手続及び報告サイクルの統合
- ・ 当社がこれまで営業していなかった国における業務の協調及び統合
- ・ 経営陣との紛争並びに国際業務及びジョイントベンチャーの統合を含むがこれらに限定されない、買収事業の課題及びリスク
- ・ 利回りがある場合、満足のいく利回りを実現する難しさ
- ・ 政府及び法令上の同意及び承認、その他の承認の獲得並びに資金調達における難しさ又はそれらができないこと
- ・ 当社が買収に関する法令上の承認を得られない場合、契約解除手数料を要求される場合又はその他の理由により買収が完了できない場合における、当社の株価及び財務成績に対する潜在的な影響
- ・ 予定された企業買収又はその他の戦略的投資の失敗及びかかる失敗に関連する費用
- ・ 企業買収又は投資の結果提起された訴訟
- ・ 当社による買収が当社の持分有価証券の希薄化発行につながる可能性
- ・ 業績連動報酬の金額及び形式が変動する可能性
- ・ 企業買収又は戦略的投資の利益がある場合、その実現に関する不確実性及び必要となる時間
- ・ 当社又は当社の買収対象企業が営業する地域若しくは産業における、一般的な経済状況の悪化

- ・ 企業買収が当社の期待通りでない場合に代替戦略を決定する必要性
- ・ デュー・ディリジェンスの過程で、取得資産又は企業に関する重要な問題を特定できない可能性、並びに
- ・ 買収又は投資に起因する当社の及び当社の買収対象企業の従業員、ベンダー、顧客との関係の悪化又は喪失

COVID-19のパンデミックが引続き当社の事業に影響を及ぼしており、当社の財政状態及び業績が重大な悪影響を受ける可能性がある。

COVID-19は、世界中に感染が拡大し、製造業及び商業の一時休業を招いた。政府当局はCOVID-19の封じ込めを目的として渡航の禁止及び制限、隔離、外出禁止命令並びに一時休業などの複数の措置を講じることとなった。これらの措置は、当社の全従業員及び業務、当社顧客及びパートナーの業務、並びに関連する販売業者及びサプライヤー（当社の請負業者及び第三者請負製造業者も含む。）の業務に影響を及ぼしており、今後さらに影響を及ぼす可能性がある。当社の本社、ほとんどの完成品の在庫及び多数の当社の主要なサプライヤーを含む当社の重要な事業運営は、COVID-19による影響を受けてきた地域を拠点としている。当社の世界中の顧客及びサプライヤーもまた、COVID-19に関連する制限及び休業の影響を受けており、引続き影響を受ける可能性がある。

COVID-19のパンデミックは、経済及び需要の不確実性を増加させた。2021年度第3四半期中、当社のゲーミング及びデータセンターの市場基盤は、人々が在宅での勤務、学習及びゲームを継続したことによる需要の増加の恩恵を受けた。当社のプロフェッショナル・ビジュアライゼーションの市場基盤は、在宅勤務によりモバイル・ワークステーションに対する需要が高まったが、デスクトップ・ワークステーションに対する企業の需要の減少によりマイナスの影響を受けた。自動車の市場基盤における工業生産量はCOVID-19以前の水準に回復したが、かかる生産量はCOVID-19により今後影響を受ける可能性がある。COVID-19が当社製品の売上を増加させている一定の地域、市場又は産業において、状況が変化した場合に当該需要が持続できない可能性がある。また、世界的な需要の高まりにより当社のサプライチェーンにおける許容量及び部品の可用性が制限されているが、これは需要が変化した場合に当社の注文が超過し、高い価格を支払うこととなり、又は必要な水準の供給を受ける当社の能力が制限される若しくは全く供給が受けられない可能性がある。

製品の部品の製造、当社製品の最終組立及びその他の重要な業務は、台湾、中国、香港及び韓国といった特定の地理的地域に集中している。また、当社の完成品の大部分は香港を通じて流通している。これらの国々はそれぞれパンデミックの影響を受け、封じ込めのための措置を講じた。製造施設、サポート業務若しくは従業員又は当社の顧客、パートナー、ベンダー及びサプライヤーに対する制限を含むこれらの措置及び将来講じられる可能性のある措置の影響に関し、考慮すべき不確実性が存在する。当該措置、移動の制限又は中止、航空輸送の稼働率低下若しくは輸送費の増加、港の閉鎖及び国境管理の増加又は閉鎖により、当社が顧客の需要を満たす能力が制限され、当社の財政状態及び業績に重要な悪影響を及ぼす可能性がある。

COVID-19の拡大により、当社は事業慣行（従業員の渡航、強制的な在宅ワーク方針並びに集会、イベント及び会議への出席取止めを含む。）の変更を余儀なくされており、政府当局により要求される又は当社が従業員、顧客、パートナー及びサプライヤーの最善の利益となると判断した追加の措置を講じる可能性がある。多くの当社従業員が、第3四半期においてもリモートワークを継続した。かかる措置がCOVID-19によるリスクの低減に効果があるという確信はなく、当社の重要な機能を遂行する能力が害される可能性がある。

さらに、世界経済及びとりわけ当社の事業におけるCOVID-19のパンデミックの影響の範囲及び期間を査定又は予測することは困難であるが、パンデミックにより世界の金融市場が著しく混乱する結果となっており、混乱が続く可能性がある。それにより当社が資金を調達する能力又は当社の顧客が当社に対し過去若しくは将来の購入品の支払を実行する能力が減少する可能性があり、その結果当社の流動性が悪影響を受ける可能性がある。COVID-19の封じ込め不足及び感染拡大による景気後退又は金融市場の調整により、技術投資が全体的に影響を受ける可能性があり、当社の製品、事業及び当社普通株式の株価に悪影響を及ぼすかもしれない。

COVID-19のパンデミック又は類似の疾患の流行による最終的な影響は、きわめて不確実であり変化する可能性がある。当社が事業戦略及び計画を期待された期間内に実行する能力を含む当社の業務及び財務成績に対するCOVID-19のパンデミックの影響の程度は、今後の動向（パンデミックの期間及び拡大の継続、深刻さ、疾病の封じ込め若しくはその影響に対処するための措置、さらなる渡航制限、顧客の支出に及ぼす影響に関する期間、タイミング及び重要度、パンデミックに起因する景気後退を含むがこれらに限定されず、これらの全てが不確実であり予測不可能である。）に左右されるであろう。COVID-19のパンデミックのによる世界的なサプライチェーン及び経済の混乱が長引くことは、当社の

事業、業績、流動資金の調達及び財政状態に重要な悪影響を及ぼす可能性があるが、完全な影響の程度及び期間は不明確である。

事業の中断によって事業が支障を来し、売上の減少と費用の増大を招く可能性がある。

当社が世界各地で展開している事業活動は、地震、電気通信の不能、電力又は水の不足、クラウド・サービス・プロバイダーの供給停止、津波、洪水、ハリケーン、台風、火災、極端な気象条件、サイバー攻撃、テロ攻撃、伝染病の局地的又は世界的な流行(COVID-19を含むがこれに限定されない。)、その他自然又は人工の災害、大惨事、あるいは気候変動のために中断する可能性がある。こうした中断のいずれかが発生した場合、事業が滞って著しい損害が発生し、売上が減少し、費用と支出が増大する可能性がある。またこうした事業の中断があった場合、事業活動を完全に再開するために相当な支出と復旧期間を要する可能性がある。かかるリスクは、上記「COVID-19のパンデミックが引続き当社の事業に影響を及ぼしており、当社の財政状態及び業績が重大な悪影響を受ける可能性がある。」に詳述した。当社は本社と研究開発拠点の一部を米国カリフォルニア州に置いており、その他の主要事業、完成品在庫及び一部の供給業者はアジアに拠点を置いており、それらは地震活動で有名な主要地震断層に近い位置にある。さらに、当社の現在のデータセンター機能の大部分はカリフォルニア州にあるため、当社の事業活動は、同地域で発生する自然災害又はその他事業中断の影響を受けやすくなっている。製品部品の製造、当社製品の最終段階の組み立て、その他重要な事業活動は、台湾、中国、香港及び韓国など一部の地域に集中している。また、当社の完成品の大部分が香港を経由して流通している。地政学的な変化又は米国内外の政府の規制及び政策の変更により、当社の事業戦略、製品需要、国際市場へのアクセス、雇用及び収益性に影響を与える可能性のある規制上の要件、貿易政策、輸入税の変更や経済状況の混乱を招く場合がある。とりわけ、法令の改正又はそれらの解釈若しくは適用により、税金の増額、貿易制裁、輸入税若しくは関税の課税、輸出入の禁止及び統制、又はその他の報復的措置につながる可能性があり、それにより当社の事業計画が悪影響を受けるかもしれない。例えば、2018年輸出規制改革法の施行のための規則により当社の事業計画が悪影響を受ける可能性がある。また大惨事は、重要なITインフラサービス並びに研究開発システム及び人員を当社に提供する第三者ベンダーに影響を及ぼす場合がある。さらに、現在又は将来の貿易戦争、政治若しくは社会不安、選挙及び選挙後の動向、その他当社が制御できない事象等の地政学上の並びに国内政治の動向は、政治及び経済の予測不可能性を世界的に上昇させ、世界金融市場の変動性を増加させる可能性がある。当社が事業を営む主要な国々又はその周辺における政治的不安定又は政治情勢の悪化は、当社の事業、財政状態及び業績に損害を与える可能性がある。こうした地域における製造、物流又はその他事業活動が自然災害、異常高温や水不足、情報技術システムの故障、軍事行動、又は経済、商業、労働、環境、公衆衛生、規制若しくは政治上の問題等、何らかの理由により中断した場合、当社の事業活動に悪影響がおよぶ可能性がある。当社、当社の第三者半導体製造業者、その他供給業者、及び全社共通の基盤施設が主要地震断層の近辺に位置しており、かつ一部地域にまとまっていることで最終的にどのような影響がおよぶのかは不明である。大地震又はその他の災害若しくは大惨事が当社又は当社が依存する第三者システムに悪影響を及ぼした場合、売上が減少し、費用が増加し、また完全な操業再開のために多額の支出及び時間がかかることにより、当社の事業が毀損される可能性がある。これらのリスク及び状況は全て当社の将来の売上及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、追加の納税義務を課されるリスクにさらされており、予想税率を上回ることにより当社の業績が悪影響を受ける可能性がある。

多国籍企業として、当社は米国及びその他の外国法域の両方において、所得税並びに所得を基準としない税(給与税、売上税、使用税、付加価値税、富裕税、固定資産税及び商品サービス税など)の課税対象となっている。当社の国内及び国際納税義務は、異なる法域における収益及び費用の配分に従う。当社の世界中における所得税及びその他の税金負債に対する引当金の決定に当たり重要な判断が必要となる。当社は異なる法域において定期的に課税当局による監査の対象となっている。例えば、現在当社は2018年度及び2019年度について内国歳入庁による検査を受けている。当社は、当社の税額の見積りは合理的であると考えているが、課税当局が当社の一定のポジションに同意しない可能性があり、かかる見直し又は監査による不利な結果により、当社の世界的な実効税率が上昇し、当社の事業に課される非所得税額が増加し、当社の財政状態、業績及びキャッシュフローが毀損される可能性がある。また、多国籍企業に適用される米国連邦、州若しくは国際的な税法の変更又はその他の重要な法改正は、2018年度に「2017年税制改正法」の成立において経験したように、当社の税金費用及びキャッシュフローに重要な影響を及ぼす可能性がある。

当社の将来の実効税率は、税法の改正、当社の事業若しくは法定税率の変更、当社が利益を創出し課税されるとみなされる法域の変更、控除可能額の変更、税務監査により発生する問題の解決、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則の変更、確定申告による所得税の調整、税務上損金算入不能な費用の増加、繰延税金資産及び負債の評価並びに繰延税金評価引当金の増減、既存の法令解釈の変更、株式報酬会計の影響並びに超過税金ベネフィット及び申告不足税額が発生した年度における所得税充当金における認識、事業結合会計の影響、米国外の地域における利益額と比較した米国内の利益額の変動及び税引前利益の全体の水準の変動、当社の国際的組織における変更、並びに税務調査の時効期間の満了及び調査結果等の要因により影響を受ける可能性がある。

当社は海外事業と関連したリスクと不確実性にさらされており、事業に悪影響がおよぶ可能性がある。

当社は世界中で事業を展開しており、米国以外にも世界各国に事務所を構えている。当社の半導体ウェハーは、米国外を拠点とする第三者業者により製造、組立、検査、梱包が行われている。当社はさらに収益の相当部分を米国外への販売によってあげている。当社は、当社顧客の収益が異なる場所におけるエンド・カスタマーに起因する収益であっても当該製品に関し最初に請求が行われた場所に基づき、個別の国に収益を割当てる。当社の総収益に占める米国外への販売による収益の割合は、2021年度第1四半期は84%、2020年度第1四半期は93%であった。中国（香港を含む。）への請求金額からの収益は、当社の2021年度第1四半期の収益の25%となった（異なる地域のエンド・カスタマーに起因する当社顧客の収益を含む。）。さらに、2020年4月26日現在、当社従業員の46%が米国外に存在する。当社事業は国際的な性質をもつことから、数々のリスクや不確実性にさらされており、当社の事業、財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば以下のようなものである。

- ・ 英国によるEU脱退の投票結果を含む国際的な経済情勢と政治情勢、並びに当社が事業を展開する諸国間におけるその他の政治的緊張
- ・ 税法の改正を含む法令要件における予期せぬ変更又はそれらの負荷
- ・ 知的財産保護及び雇用慣行に関する法的基準の不一致
- ・ 現地のビジネス環境や文化的慣行と当社の通常基準や慣行との不一致、例えば米国 海外腐敗行為防止法（FCPA）や他の汚職防止関連法令に基づいて禁止されているビジネス慣行など
- ・ 輸出入の制限（みなし輸出の制限を含む。）、関税、割当量、その他の貿易障壁・制限に関する輸出入関連の問題
- ・ 資本取引市場の混乱及び通貨の変動
- ・ 炭素税、燃料税又はエネルギー税、汚染規制など、気候変動に伴う規制負荷に起因する費用の増大
- ・ 自然災害、公衆衛生問題（上記「最近の新型コロナウイルス（COVID-19）のパンデミックにより当社の財政状態及び業績が重大な悪影響を受ける可能性がある。」で詳述したCOVID-19のパンデミックを含む。）及びその他の大惨事

米国外への販売が上記要因のいずれかにより遅延又は取消となった場合、当社の収益が悪影響を被る可能性がある。

景気後退又は成長率の鈍化、財務、金融若しくは貿易政策の変更若しくは不確実性、金利上昇、金融引締め、インフレ、ITインフラに関するものを含む企業による資本支出の減少、失業率の上昇、消費者信頼感及び消費の低下を含む、世界経済又は地域経済状況の悪化は定期的に発生している。COVID-19のパンデミックにより、経済及び需要に関する不確実性が著しく増加した。COVID-19の感染拡大が継続することにより景気が後退する可能性が高く、世界的な不況をもたらす可能性がある。パンデミックの結果を含む経済状況の悪化は、当社の製品に対する需要を著しく減少させ、当社の業績予想及び当社事業における投資の優先順位付けなどの意思決定を行うことをより困難にさせる可能性がある。景気後退又は不確実性の増大はまた、信用及び回収リスクの増加、借入費用の増加又は資本市場の利用可能性の低下、流動性の減少、当社サプライヤーへの悪影響、金融機関及び保険会社を含む取引相手方の破綻、資産の減損、並びに当社の金融商品の価値の下落にもつながる可能性がある。

当社の債務は当社の財政状態に悪影響を及ぼし、当社の戦略の実行又は契約上の義務の履行を妨げる可能性がある。

2016年9月、当社は20億米ドルの社債（September 2016 Notes）を発行した。2020年3月、当社は50億米ドルの社債（March 2020 Notes）を発行した。

当社の債務は、当社がキャッシュフローを利用し又は運転資本、資本支出、買収及び一般事業目的その他のために追加の資金を借入れる能力を制限する可能性がある。さらに、社債に関連する当社の支払義務は当社の現金残高に影響を及ぼし、当社の資本還元プログラム及びその他の流動性ニーズ（運転資本、資本支出、買収、投資及びその他の一般事業目的を含む。）のために現金を使用する当社の能力を制限する可能性がある。

第3 外国会社報告書の提出日以後の資本金の増減

年月日	資本金増減額 (単位：千ドル)	資本金残高 (単位：千ドル)
2020年1月26日	-	\$929

2020年10月25日	\$6	\$935
-------------	-----	-------

第4 その他

該当事項なし。

第四部【組込情報】

外国会社報告書及びその補足書類 2020年5月22日 関東財務局長に提出
（自 2019年1月28日 至 2020年1月26日）

外国会社半期報告書及びその補足書類 2020年10月23日 関東財務局長に提出
（自 2020年1月27日 至 2020年7月26日）

尚、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としている。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第六部【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。